

阿賀町高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月

阿 賀 町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	1
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
	(1) 策定体制	3
	(2) 町民の意見反映	3
5	SDG s の推進	4
第2章	高齢者を取り巻く現状	5
1	人口と世帯の状況	5
	(1) 人口の推移	5
	(2) 高齢者世帯の状況	6
2	介護保険事業の状況	7
	(1) 要支援・要介護認定者数の推移	7
	(2) 認知症高齢者	10
	(3) 介護保険サービス	11
3	アンケート調査の結果概要	14
	(1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査	14
	(2) 在宅介護実態調査	17
	(3) 二エズ調査・在宅介護調査結果から見える課題	22
第3章	計画の基本的な考え方	23
1	基本理念	23
2	基本方針	23
3	基本目標	24
4	日常生活圏域の設定	25
5	地域包括ケアシステム体制の構築	25
6	計画の体系	26

第4章	保健福祉サービス等の推進	27
1	保健福祉サービス等の推進	27
	(1) 保健事業	28
	(2) 在宅福祉サービス	30
	(3) 施設福祉サービス	31
2	福祉サービスの実績と見込量	32
3	高齢者の積極的な社会参加	33
	(1) 高齢者の生きがいづくり	33
	(2) 高齢者の社会参加、就労対策	33
	(3) 高齢者の生活環境の整備	33
第5章	介護保険サービスの充実	34
1	高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計	34
	(1) 高齢者等の人口推計	34
	(2) 要支援・要介護認定者数の推計	36
2	介護保険サービスの利用実績と見込量（人数・給付費）	37
第6章	地域支援事業の推進	55
1	地域支援事業の概要	55
2	地域支援事業の推進	56
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	56
	(2) 包括的支援事業	58
	(3) 任意事業	61
3	地域支援事業費の実績と見込量	62
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	62
	(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	63
	(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）	63
第7章	成年後見制度の利用促進	64
1	現状と課題	64
2	計画の基本理念及び基本目標	66
3	実現に向けた取り組み	66

第8章 介護保険料の算定 ----- 69

- 1 介護保険サービス事業量等の見込み-----69
 - (1) 標準給付費の見込み -----69
 - (2) 地域支援事業費の見込み -----70
 - (3) 介護保険事業費の見込み -----70
- 2 介護保険料の算定 -----71
 - (1) 介護保険制度と保険料のしくみ-----71
 - (2) 介護保険料（基準額）の算定 -----71
 - (3) 保険料段階の設定 -----73

第9章 サービスの円滑な提供を図るための事業 ----- 74

- 1 介護サービスの円滑な提供-----74
 - (1) 適正な介護サービスの充実 -----74
 - (2) 介護給付等に要する費用の適正化 -----74
- 2 サービスの質の確保・向上-----75
 - (1) 事業者相互間の情報交換・連携-----75
 - (2) 介護サービス評価の構築 -----75
 - (3) 人材の育成・確保・定着 -----75
 - (4) 介護現場の生産性向上-----75
- 3 利用者保護のしくみづくり-----76
 - (1) 相談体制の充実-----76
 - (2) 苦情処理システムの確立 -----76
- 4 地域ケア会議の体制確保 -----76
- 5 計画の進行管理 -----77

資料編----- 78

- 1 阿賀町介護保険事業計画策定委員会委員名簿-----78
- 2 阿賀町介護保険事業計画策定委員会の開催経過 -----79

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しています。団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれていますが、都市部と地方では高齢化の進み方が大きく異なり人口構成の変化や介護ニーズの見込み等も地域ごとに異なります。

阿賀町においては、高齢者人口のピークはすでに超えており、総人口の減少とともに高齢者数は緩やかに減少しています。令和 5 年 10 月 1 日時点の高齢化率は 50.3%となっており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多く介護サービスのニーズは高まっていますが、労働人口の減少により介護人材の確保が困難になっています。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、第 6 期（平成 27～29 年度）以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」と位置づけられ、地域包括ケアシステムの構築とその推進が求められてきました。第 7 期（平成 30～令和 2 年度）以降は、地域社会全体のあり方として、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けたしくみとして、地域包括ケアシステムの深化に取り組んでいます。

今後は、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、これまでの取り組みの成果や新たな国の動向を踏まえ、高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策を総合的、体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

2 計画の性格・位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく計画で、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく計画です。

また、本計画は、「阿賀町総合計画」を上位計画とし、「阿賀町障がい者計画・障がい福祉計画」、「阿賀町健康増進計画・食育推進計画（いきいき元気プラン）」などの関連計画との調和が保たれた計画としています。

なお、本計画から成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく「阿賀町成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、成年後見制度への理解と利用を推進します。

【国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント】

1 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ◆中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。
- ◆医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要です。
- ◆中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要です。

② 在宅サービスの充実

- ◆居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を図る必要があります。
- ◆居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要です。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

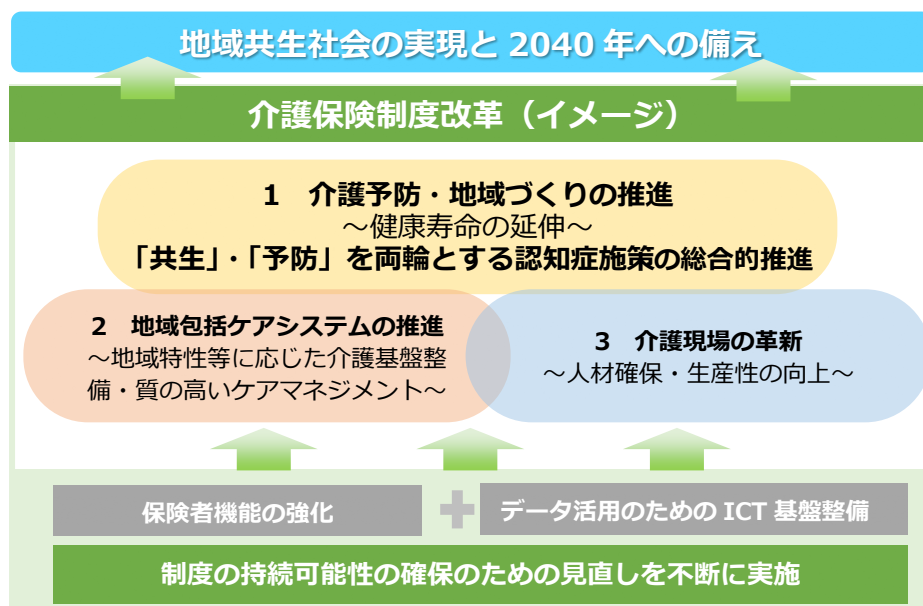
- ◆地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を図る必要があります。
- ◆地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待されています。
- ◆認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要です。

② 保険者機能の強化

- ◆給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を図る必要があります。

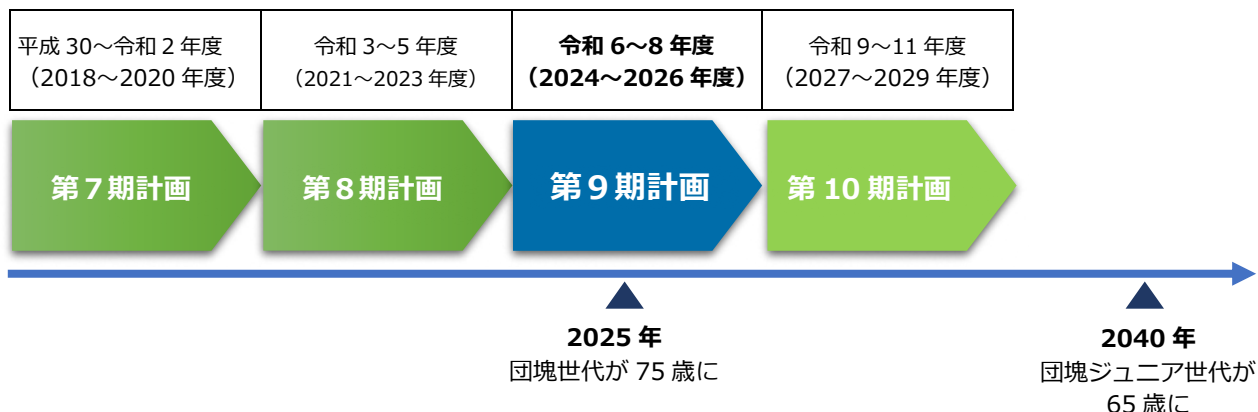
3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ◆介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施する必要があります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。



4 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定体制については、福祉介護課において関連するさまざまな関係部門と密接な連携を図りました。また県のヒアリングによるサービス量の調整を図りました。

策定にあたっては、被保険者、識見者、保健医療および福祉の関係者、介護サービス事業者等により構成された「阿賀町介護保険事業計画策定委員会」において、国や県の動向、第8期計画の評価などを踏まえ、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行いました。

(2) 町民の意見反映

高齢者の健康状態や日常生活等、地域の実情を把握し、介護保険サービスや福祉サービス、また健康づくり事業の一層の向上を図るための基礎資料とすることを目的として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するための基礎資料とすることを目的として「在宅介護実態調査」を実施しました。

また、より幅広く住民の意見を反映させるとともに、介護保険制度に対する理解と信頼を得ることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

5 SDG s の推進

SDG s（エスディージーズ）（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成 28 年から令和 12 年までの間に達成すべき 17 のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

本計画においても、前期同様「誰一人取り残さない社会」を実現するため、多様な主体と連携・協働しながら、本計画を推進することで SDG s の目標達成につなげていきます。



第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

阿賀町の人口は、第7期、第8期の高齢者人口は緩やかな減少傾向で推移しています。65～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の割合は、おおむね4：6となっています。

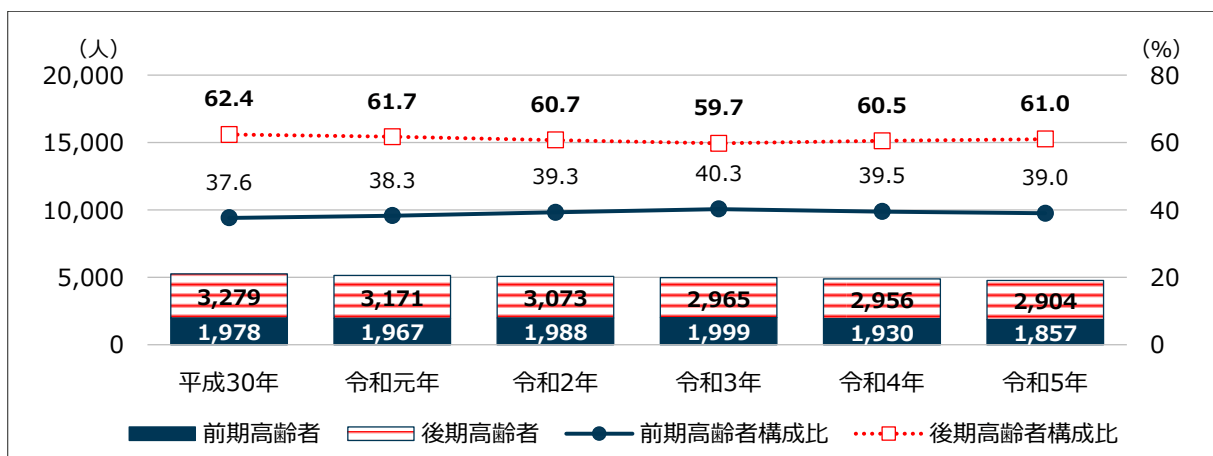
第7期と第8期の高齢者人口の状況

(単位：人)

区 分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	11,174	10,774	10,444	10,153	9,855	9,467
65歳以上	5,257	5,138	5,061	4,964	4,886	4,761
前期高齢者 (構成比)	1,978 (17.7%)	1,967 (18.3%)	1,988 (19.0%)	1,999 (19.7%)	1,930 (19.6%)	1,857 (19.6%)
後期高齢者 (構成比)	3,279 (29.3%)	3,171 (29.4%)	3,073 (29.4%)	2,965 (29.2%)	2,956 (30.0%)	2,904 (30.7%)
高齢化率						
阿賀町	47.0%	47.7%	48.5%	48.9%	49.6%	50.3%
新潟県	31.9%	32.4%	32.9%	33.4%	33.7%	34.0%
全 国	28.1%	28.4%	28.7%	29.1%	29.1%	29.1%

資料：住民基本台帳各年10月1日現在

前期高齢者と後期高齢者の人口構成比



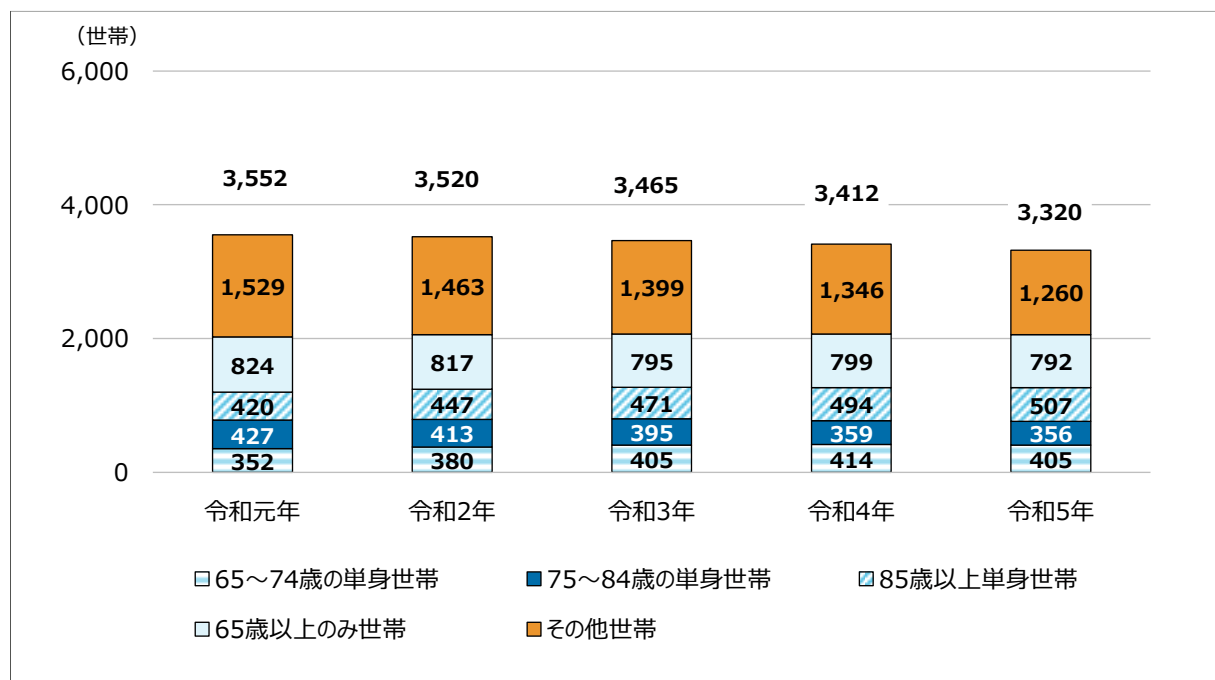
(2) 高齢者世帯の状況

世帯数は、令和元年の4,561世帯から4年で275世帯減少しています。世帯数が減少する一方で、1人暮らしの高齢者世帯は増加しており、世帯に占める割合は約3割となっています。その中でも85歳以上の1人暮らしが増えています。

高齢者世帯の状況

区 分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数	4,561	4,505	4,447	4,382	4,286
65歳以上の人がある世帯	3,552	3,520	3,465	3,412	3,320
65歳以上単身世帯	1,199	1,240	1,271	1,267	1,268
65～74歳の単身世帯	352	380	405	414	405
75～84歳の単身世帯	427	411	395	359	356
85歳以上単身世帯	420	449	471	494	507
65歳以上のみ世帯	824	817	795	799	792
75歳以上のみ世帯	370	358	324	327	321
その他世帯	1,529	1,463	1,399	1,346	1,260

資料：住民基本台帳各年10月1日現在



2 介護保険事業の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は減少傾向にあります。特に要介護2の認定者数は減少しています。

第1号被保険者数に占める認定者の割合（認定率）の推移をみると、阿賀町の認定率は全国平均、新潟県平均を大きく上回っています。高齢化率が高いことが原因と考えられます。

(単位：人)

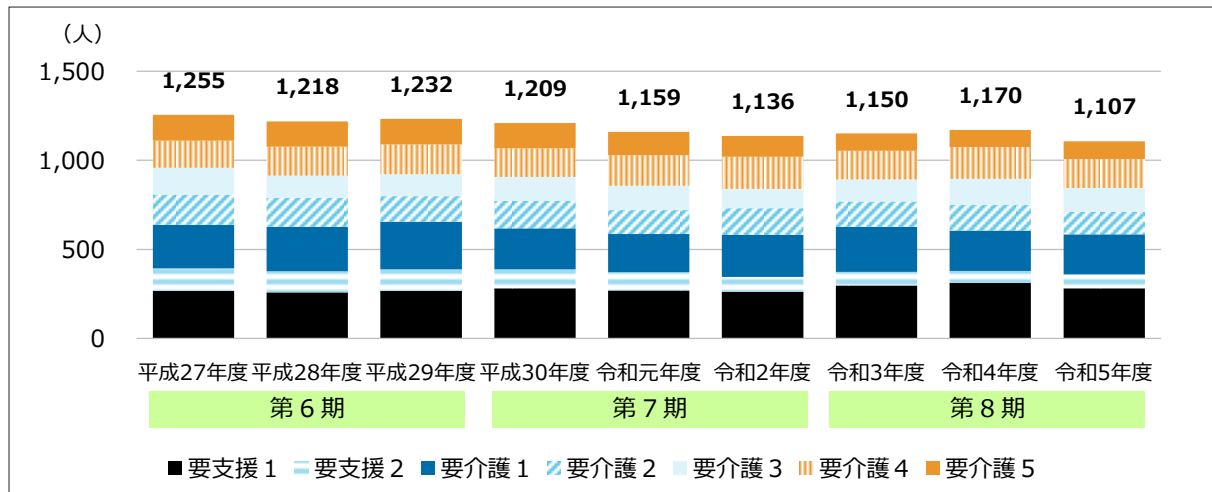
区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
高齢者人口	5,171	5,094	4,994	4,912	4,792
認定者数	1,159	1,136	1,150	1,170	1,107
うち第1号被保険者	1,145	1,123	1,134	1,152	1,090
うち第2号被保険者	14	13	16	18	17
要支援1	270	262	298	311	281
要支援2	102	84	76	68	78
要介護1	214	236	253	226	226
要介護2	134	150	142	146	125
要介護3	137	107	123	144	134
要介護4	172	181	162	180	163
要介護5	130	116	96	95	100
阿賀町-認定率（65歳以上）	22.1%	22.0%	22.7%	23.5%	22.7%
新潟県-認定率（65歳以上）	18.9%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%
全国-認定率（65歳以上）	18.5%	18.6%	18.8%	19.1%	19.3%

※住所地特例者を含んでいます。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

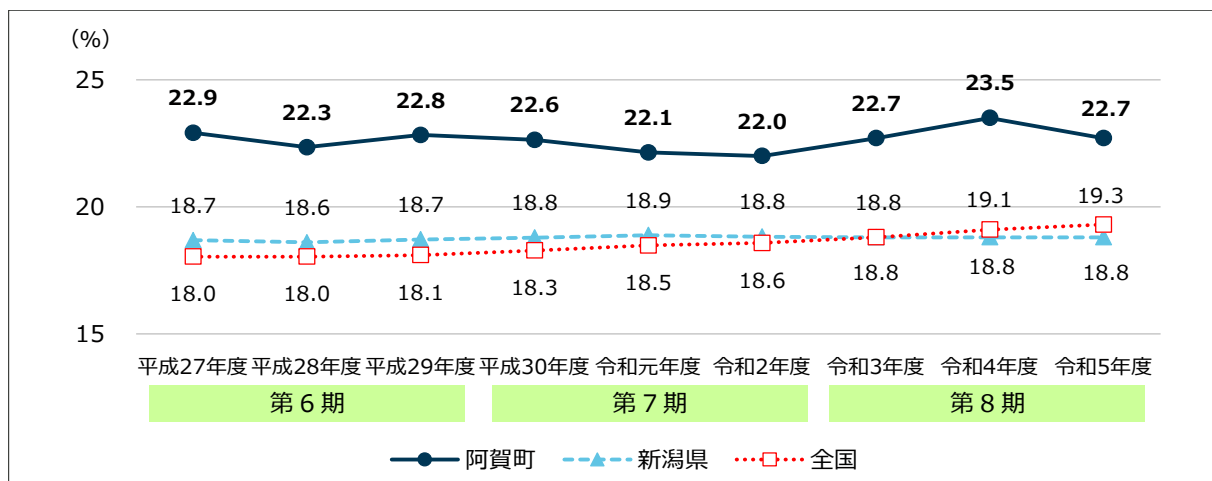
第2章 高齢者を取り巻く現状

要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

認定率の推移

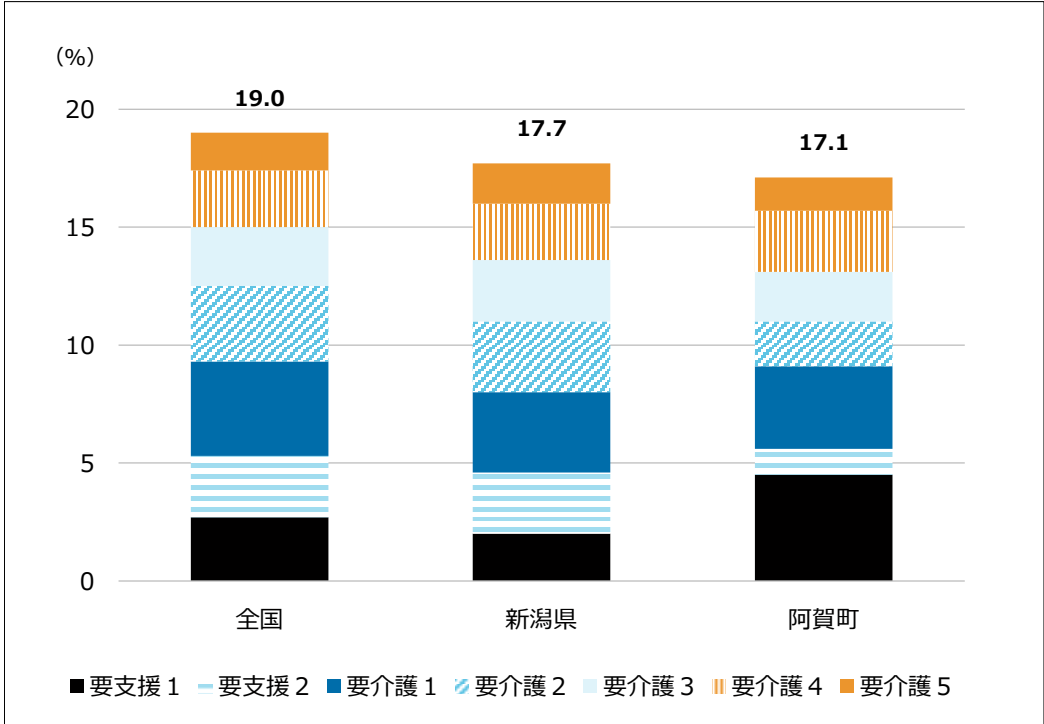


資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

要支援・要介護度別の調整済み認定率*を全国、新潟県と比較すると、要支援1の認定率が高くなっています。

*調整済み認定率：第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均やある地域の1時点と同様になるように性・年齢調整を行った指標です。

調整済み認定率の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年8月月報）調整済み認定率

年齢階級別の要介護認定率をみると、65歳以上全体の認定率は22.7%ですが、75歳以上85歳未満では15.4%、85歳以上では56.5%となっており、85歳以上になると急激に認定率が高くなっていることがわかります。

また、75歳以上85歳未満、85歳以上でみると認定率は、新潟県、全国平均より下回っています。

年齢階級別の要介護認定率等 (単位: 人)

区 分	阿賀町	新潟県	全国
第1号被保険者	4,792	718,639	35,884,442
65歳以上75歳未満	1,861	327,504	16,070,048
75歳以上85歳未満	1,566	247,028	13,264,197
85歳以上	1,365	144,107	6,550,197
認定者（第1号被保険者）	1,090	135,018	6,920,873
65歳以上75歳未満	78	12,875	702,154
75歳以上85歳未満	241	39,004	2,349,696
85歳以上	771	83,139	3,869,023
年齢別認定率割合	22.7%	18.8%	19.3%
65歳以上75歳未満	4.2%	3.9%	4.4%
75歳以上85歳未満	15.4%	15.8%	17.7%
85歳以上	56.5%	57.7%	59.1%

資料：介護保険事業状況報告（令和5年9月月報）

(2) 認知症高齢者

要支援認定・要介護認定を受けた第1号被保険者のうち、軽度認知症高齢者（日常生活自立度Ⅰ）は180人、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は、783人となっています。

認知症高齢者数

（単位：人）

区 分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自立	323 (23.0%)	295 (21.9%)	264 (19.8%)	260 (20.7%)	286 (22.0%)	268 (21.8%)
軽度認知症高齢者 (Ⅰ) (構成比)	200 (14.3%)	200 (14.9%)	207 (15.5%)	190 (15.1%)	178 (13.7%)	180 (14.6%)
認知症高齢者 (Ⅱ以上) (構成比)	880 (62.7%)	850 (63.2%)	866 (64.8%)	807 (64.2%)	836 (64.3%)	783 (63.6%)
合計	1,403	1,345	1,337	1,257	1,300	1,231

資料：福祉介護課（各年12月末現在）

日常生活自立度

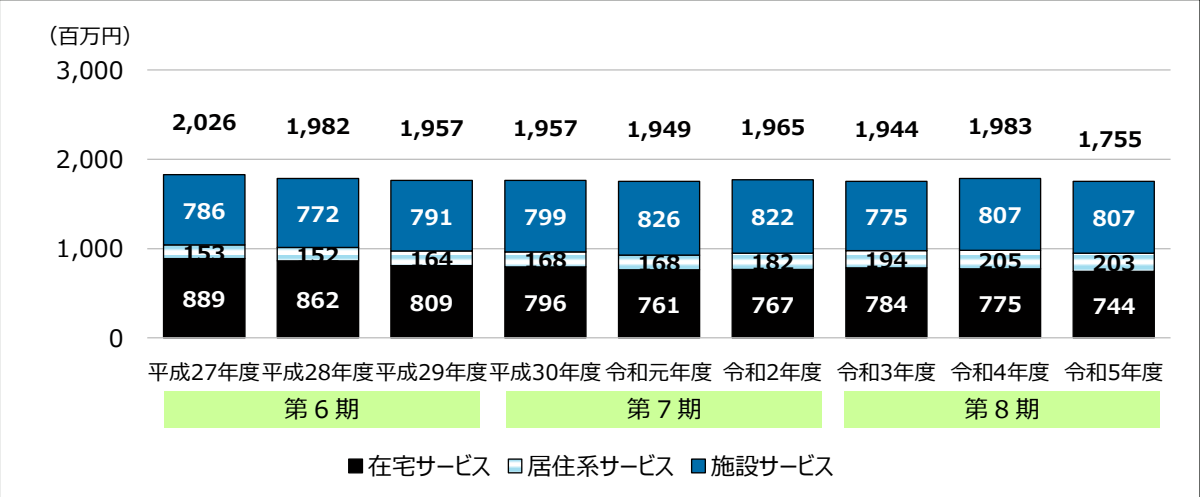
認知症高齢者の日常生活自立度は、高齢者の認知症の程度を加味して、どの程度自立して生活ができるかを評価する指標です。

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる	たびたび道に迷ったり、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者への対応など1人で留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態がみられる	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態がみられる	やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(3) 介護保険サービス

介護保険サービスの給付費の推移をみると、平成 28（2016）年度からほぼ横ばいで推移していますが、居住系サービスは緩やかな増加傾向にあります。

介護保険サービスの給付費の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年度は見込み）

介護保険サービスの分類

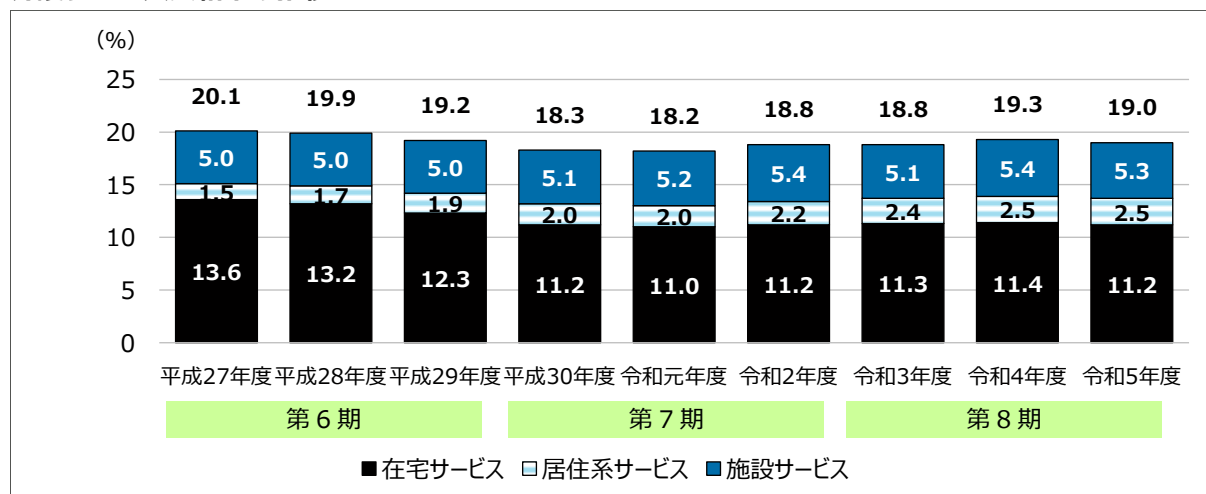
地域包括ケア「見える化」システムにおける、「在宅サービス」「居住系サービス」「施設サービス」には、原則として以下のサービスが含まれます。

指標名	含まれるサービス
在宅サービス	■訪問介護 ■訪問入浴介護 ■訪問看護 ■訪問リハビリテーション ■居宅療養管理指導 ■通所介護 ■通所リハビリテーション ■短期入所生活介護 ■短期入所療養介護 ■福祉用具貸与 ■特定福祉用具販売費 ■住宅改修費 ■介護予防支援・居宅介護支援 ■認知症対応型通所介護 ■小規模多機能型居宅介護 など
居住系サービス	■認知症対応型共同生活介護 ■特定施設入居者生活介護 など
施設サービス	■介護老人福祉施設 ■介護老人保健施設 ■介護医療院 など

第2章 高齢者を取り巻く現状

介護保険サービスの受給率の推移をみると、平成28（2016）年度以降減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度から増加傾向に転じています。居住系サービスの受給率が緩やかな増加傾向にあります。

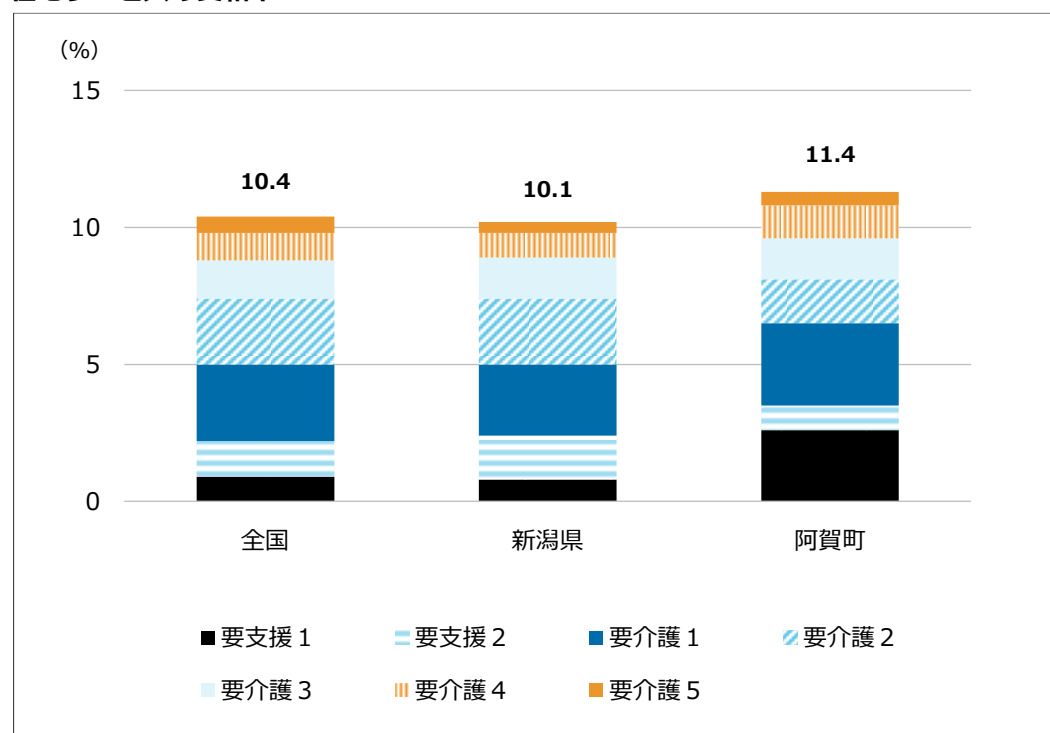
介護サービス受給率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年度は9月サービス提供分まで）

令和4（2022）年度の在宅サービスの受給率について、全国、新潟県と比較すると、要支援1の割合が高くなっています。

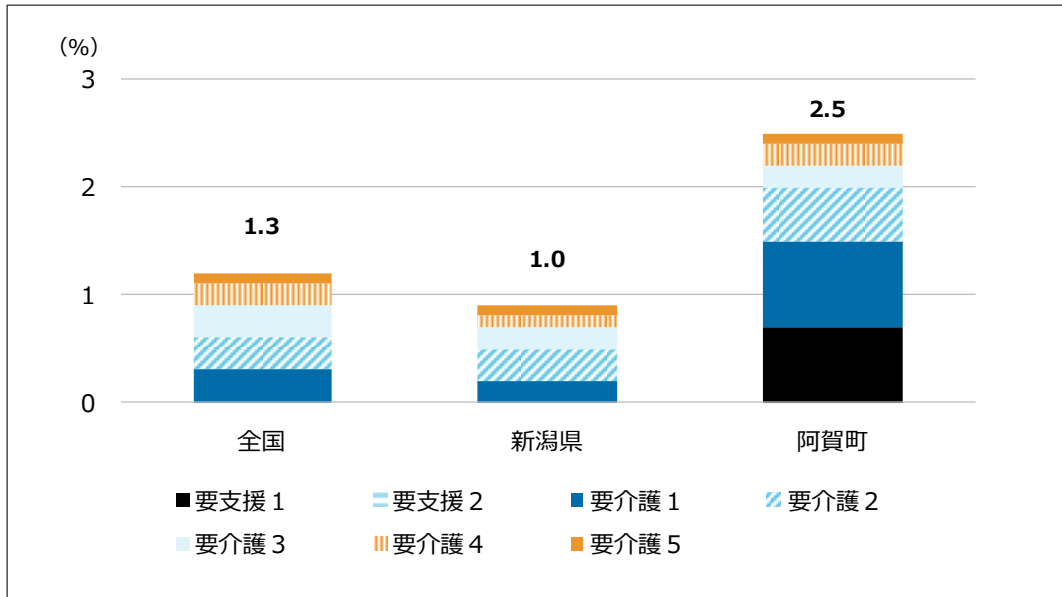
在宅サービスの受給率



資料：地域包括ケア「見える化」システム

令和4（2022）年度の居住系サービスの受給率について、全国、新潟県と比較すると、居住系サービスの受給率は、全国平均の約2倍、新潟県平均の約2.5倍と高くなっています。特に要支援1、要介護1の割合が高くなっています。

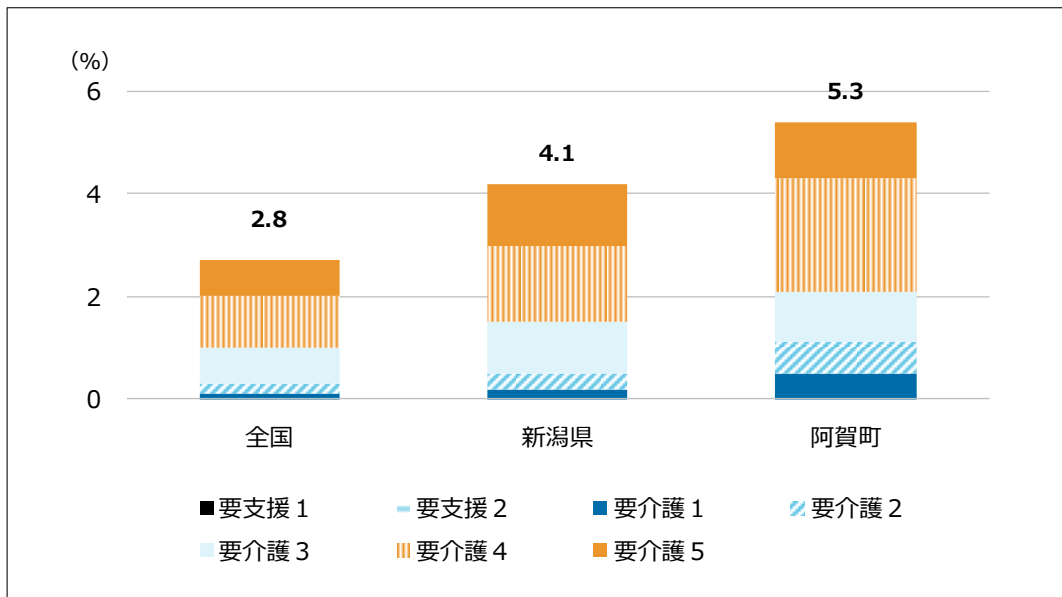
居住系サービスの受給率



資料：地域包括ケア「見える化」システム

令和4（2022）年度の施設系サービスの受給率について、全国、新潟県と比較すると、全国平均、新潟県平均を上回っています。

施設系サービスの受給率



資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 アンケート調査の結果概要

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ス調査

1. 調査概要

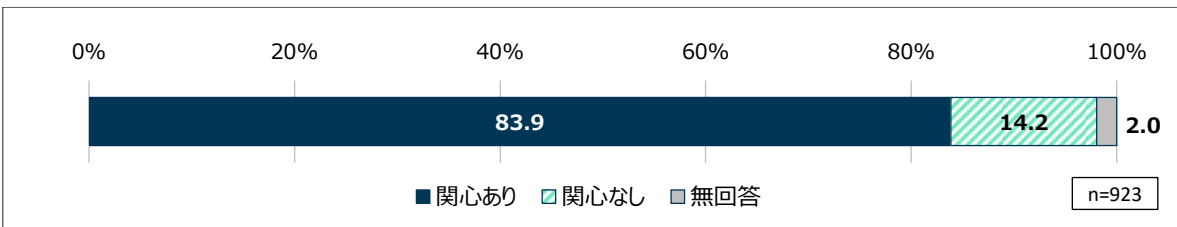
調査の目的	第 9 期介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の健康状態や日常生活等を把握し、介護保険サービスや福祉サービス、また健康づくり事業の一層の向上を図るための基礎資料とすること
調査期間	令和 4 年 10 月～令和 4 年 11 月
調査対象者	令和 4 年 10 月時点において、要介護認定を受けていない 65 歳以上の町民 1,200 人
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	回収数：924 件 回収率：77.0% 有効回答数：923 件 (一般高齢者：809 人、事業対象者：38 人、要支援 1：61 人、要支援 2：15 人)

2. 調査結果概要

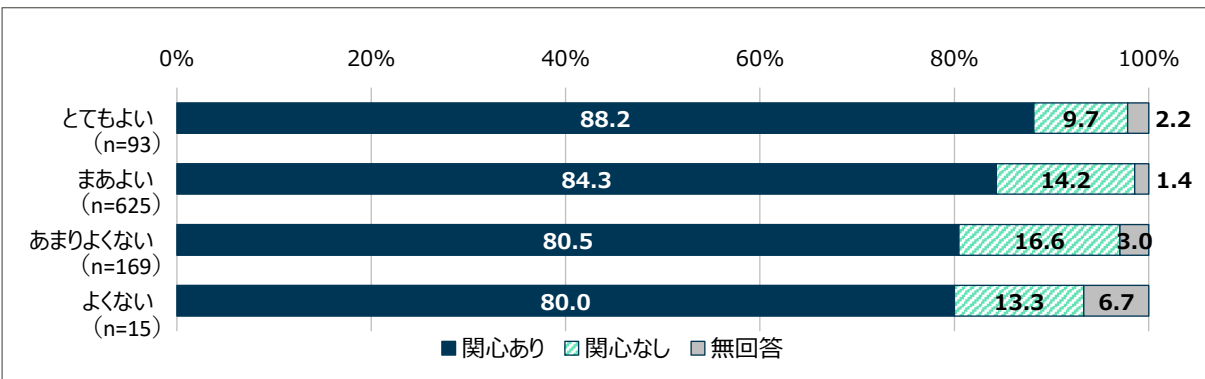
● 健康についての関心

問 健康についての記事や番組に関心がありますか

「関心あり」が 83.9%となっています。



主観的健康状態別に、健康についての関心の有無をみると、健康状態がよいと考える人ほど健康への関心が高い傾向がみられます。

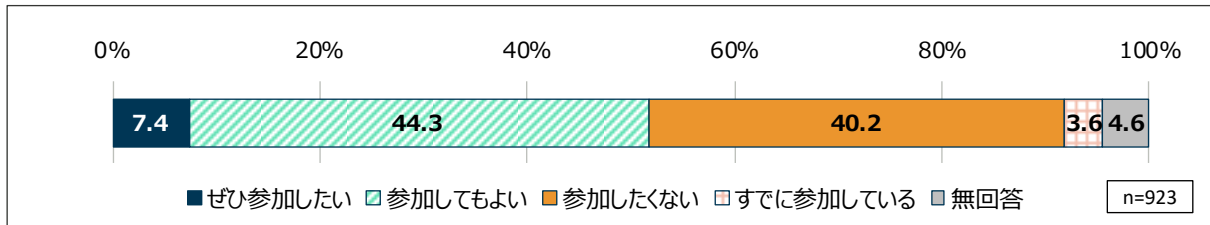


※ 調査結果中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。

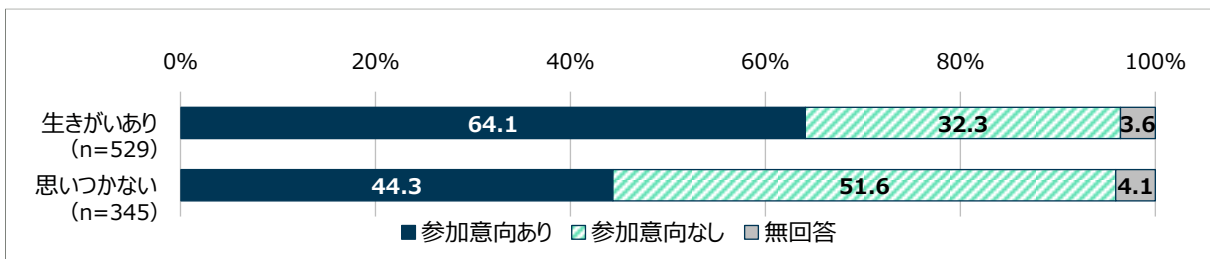
● 地域づくり活動への参加意向

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

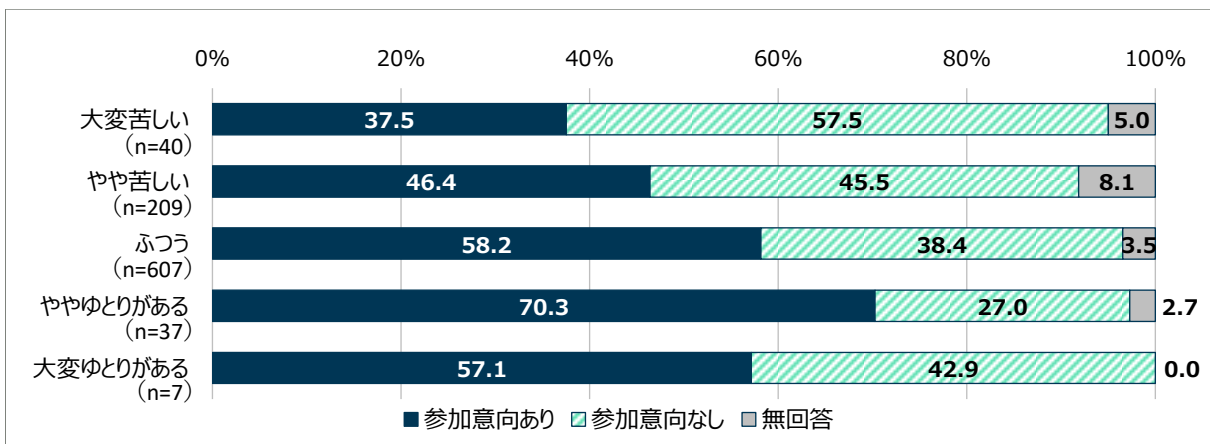
参加者としては、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると51.7%、「参加したくない」は40.2%となっています。



「ぜひ参加したい」または「参加してもよい」「すでに参加している」と回答した人を「参加意向あり」、「参加したくない」と回答した人を「参加意向なし」として、生きがいの有無別にみると、生きがいあり群のほうが「参加意向あり」の割合が高くなっています。



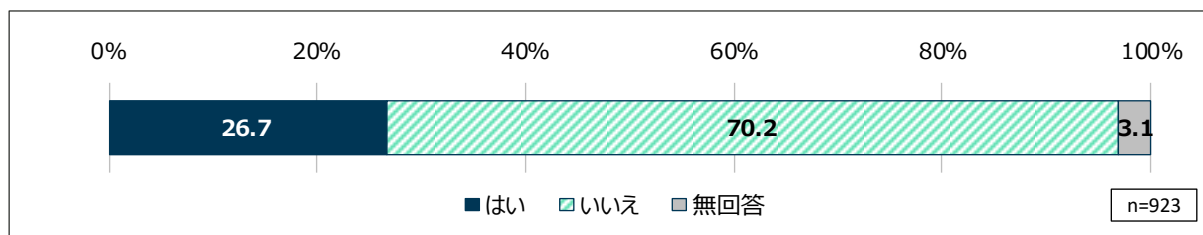
経済的状況別にみると、経済的にゆとりがあると考えているほうが、地域づくり活動への参加意向が高い傾向がみられます。



● 認知症に関する相談窓口について

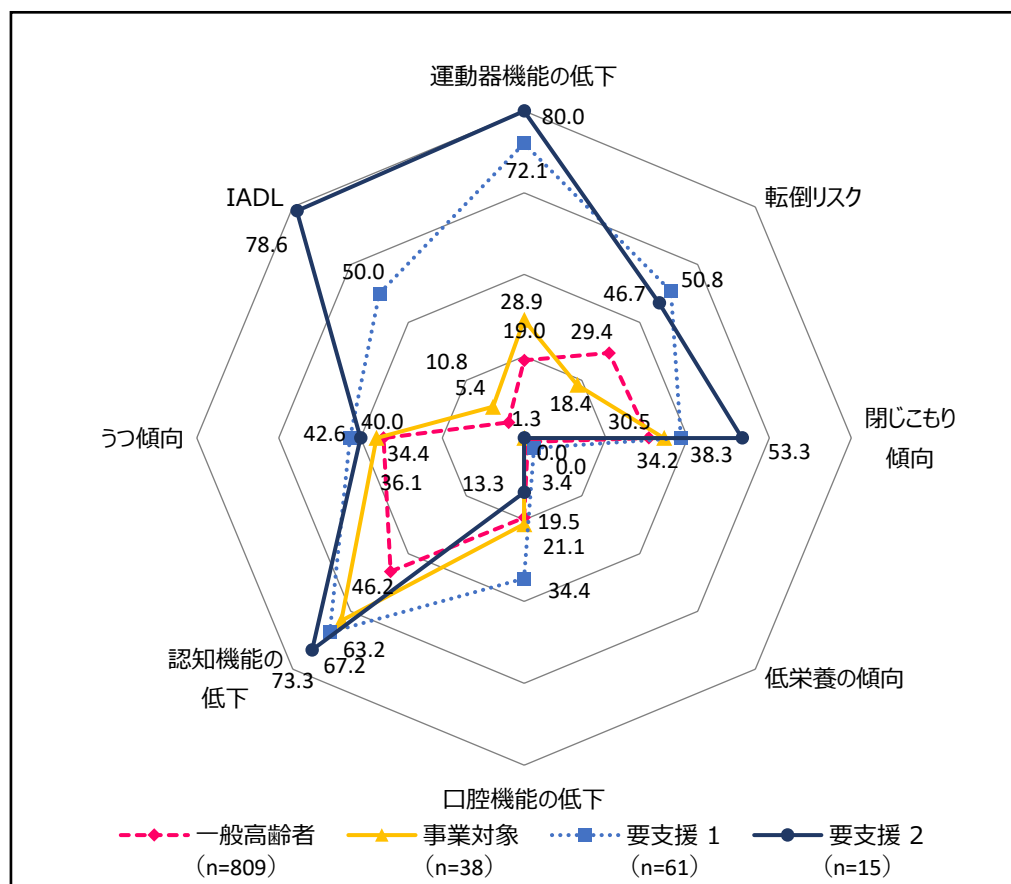
認知症の相談窓口を知っていますかの問いに対して、「はい」が26.7%となっています。

認知症に関する相談窓口の認知



● リスク該当者の状況

リスク該当者の割合を認定区分別に比較しました。全体的に一般高齢者で割合が低く、要支援認定者で割合が高い傾向がみられますが、「転倒」は事業対象で割合が最も低く、「低栄養」は事業対象と要支援2が0.0%で最も低くなっています。また、「口腔機能の低下」は要支援2で割合が最も低く、要支援1で最も高くなっています。



(2) 在宅介護実態調査

1. 調査概要

調査の目的	介護保険サービスの利用状況や家族等介護者の就労状況を踏まえた、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定し、在宅生活の継続や介護者等の就労継続の実現に向けた介護サービス基盤の充実を図ること
調査期間	令和4年10月～令和4年12月（聞き取り） 令和4年11月（郵送）
調査対象者	令和4年9月1日時点において、在宅で生活している65歳以上の要支援、要介護認定者（施設入所者等を除く）の中から無作為抽出した250人
調査方法	介護支援専門員による聞き取り：70件 郵送による配布・回収：180件
回収状況	回収数：201件 回収率：80.4% 有効回答数：201件

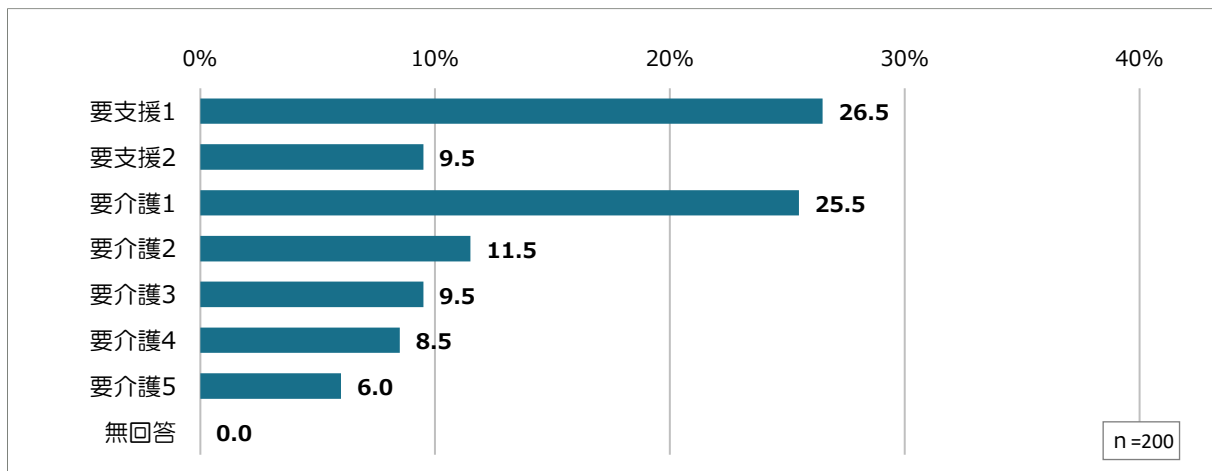
2. 調査結果概要

● 調査対象者について

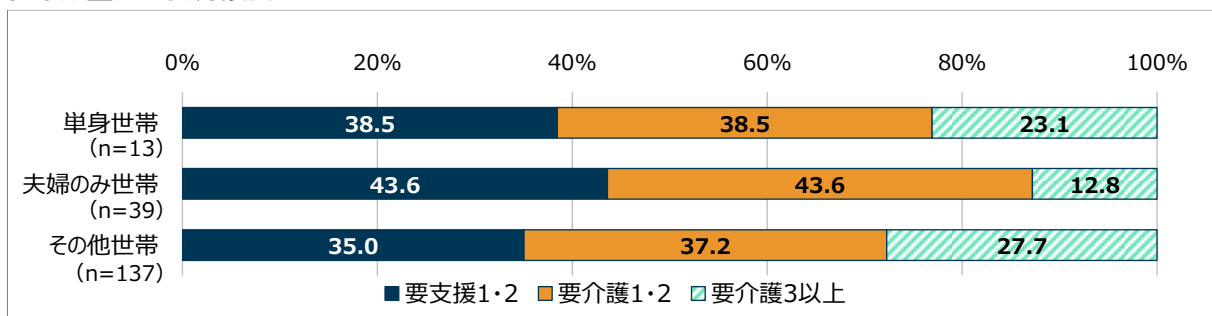
要介護3以上は24.0%となっています。

世帯類型別にみると、夫婦のみ世帯で要支援1・2の割合が高く、要介護3以上の割合が低くなっています。

認定区分（二次判定結果）



世帯類型別 要介護度

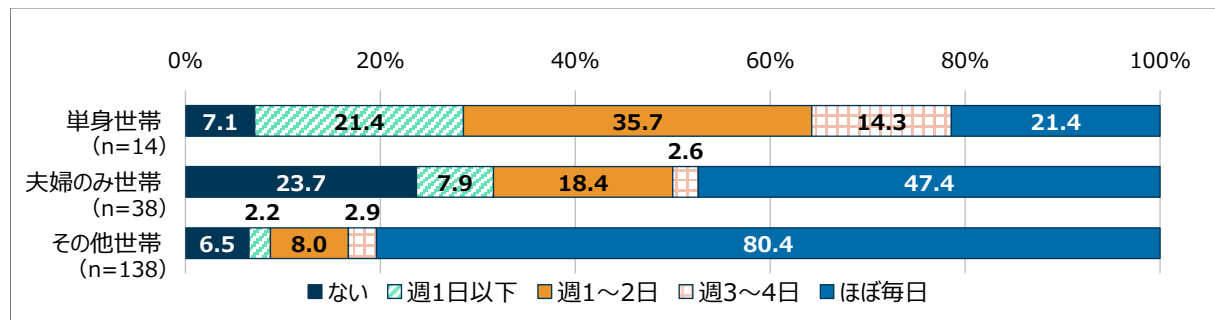


● 家族等による介護の状況

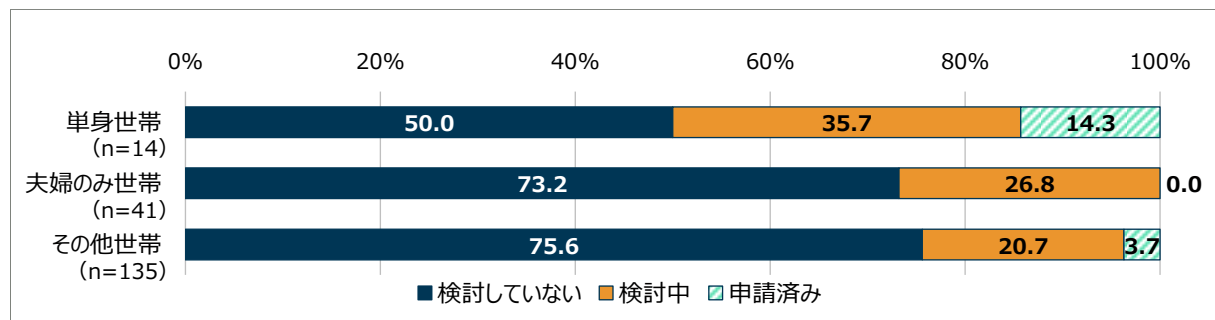
その他世帯は家族等による介護の頻度が高く、「ほぼ毎日」が80.4%となっています。単身世帯は「ほぼ毎日」は21.4%で、「週1～2日」が35.7%となっています。また、夫婦のみ世帯は「ない」の割合が高く23.7%となっています。

世帯類型別に、施設等への入所・入居の検討状況をみると、単身世帯で「申請済み」「検討中」の割合が高くなっています。

世帯類型別 家族等による介護の状況



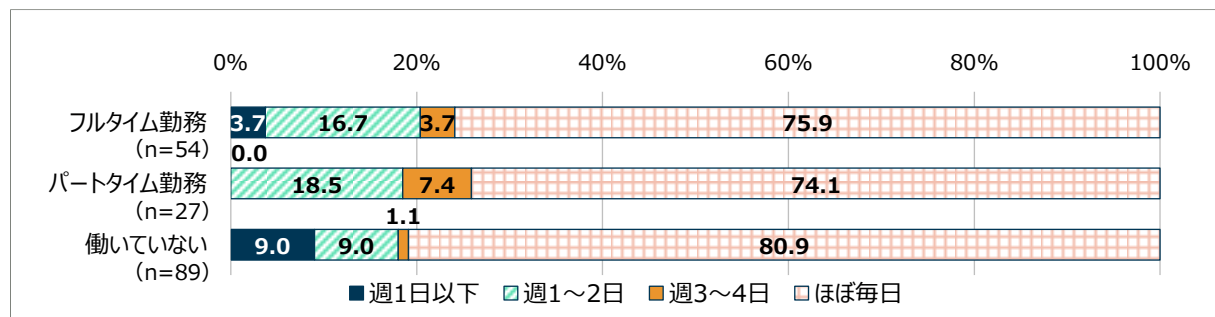
世帯類型別 施設等検討の状況



● 介護者の就労状況と就労継続見込み

家族等による介護の頻度について主な介護者の就労状況別にみると、就労状況に関わらず「ほぼ毎日」の割合が最も高くなっていますが、特に、主な介護者が働いていない群で「ほぼ毎日」の割合が高く80.9%となっています。

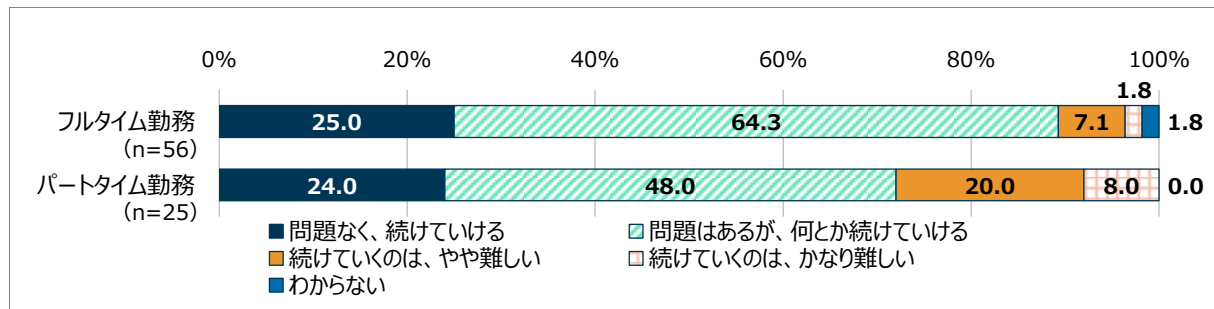
就労状況別 家族等による介護の頻度



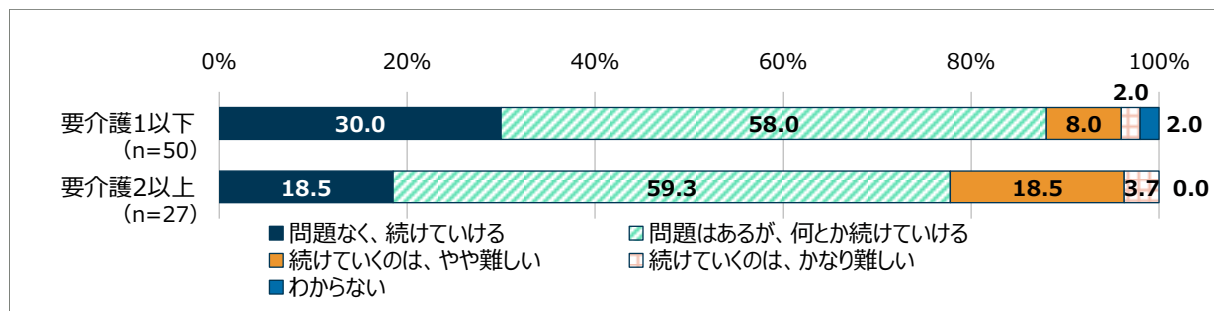
フルタイム勤務とパートタイム勤務の介護者の就労継続見込みを比較すると、「問題なく、続けていける」割合に大きな差はありませんが、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」ともにパートタイム勤務で割合が高くなっています。

就労している介護者の就労継続見込みを、本人の要介護度別に比較すると、要介護度の重度化に伴い「問題なく、続けていける」割合が低く、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」割合が高くなっています。

就労状況別 就労継続見込み



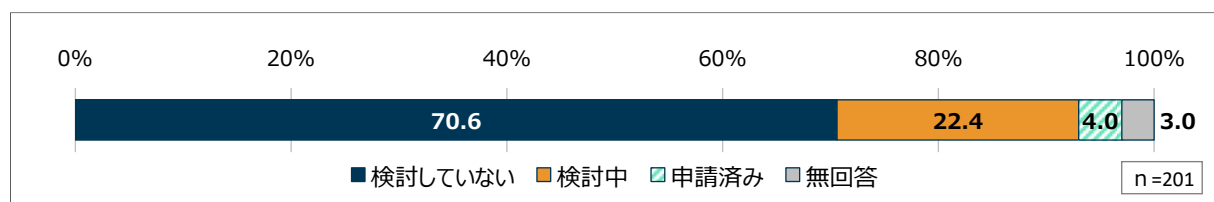
要介護度別 就労継続見込み



● 施設等検討の状況

「検討していない」が70.6%、「検討中」が22.4%で「申請済み」は4.0%となっています。

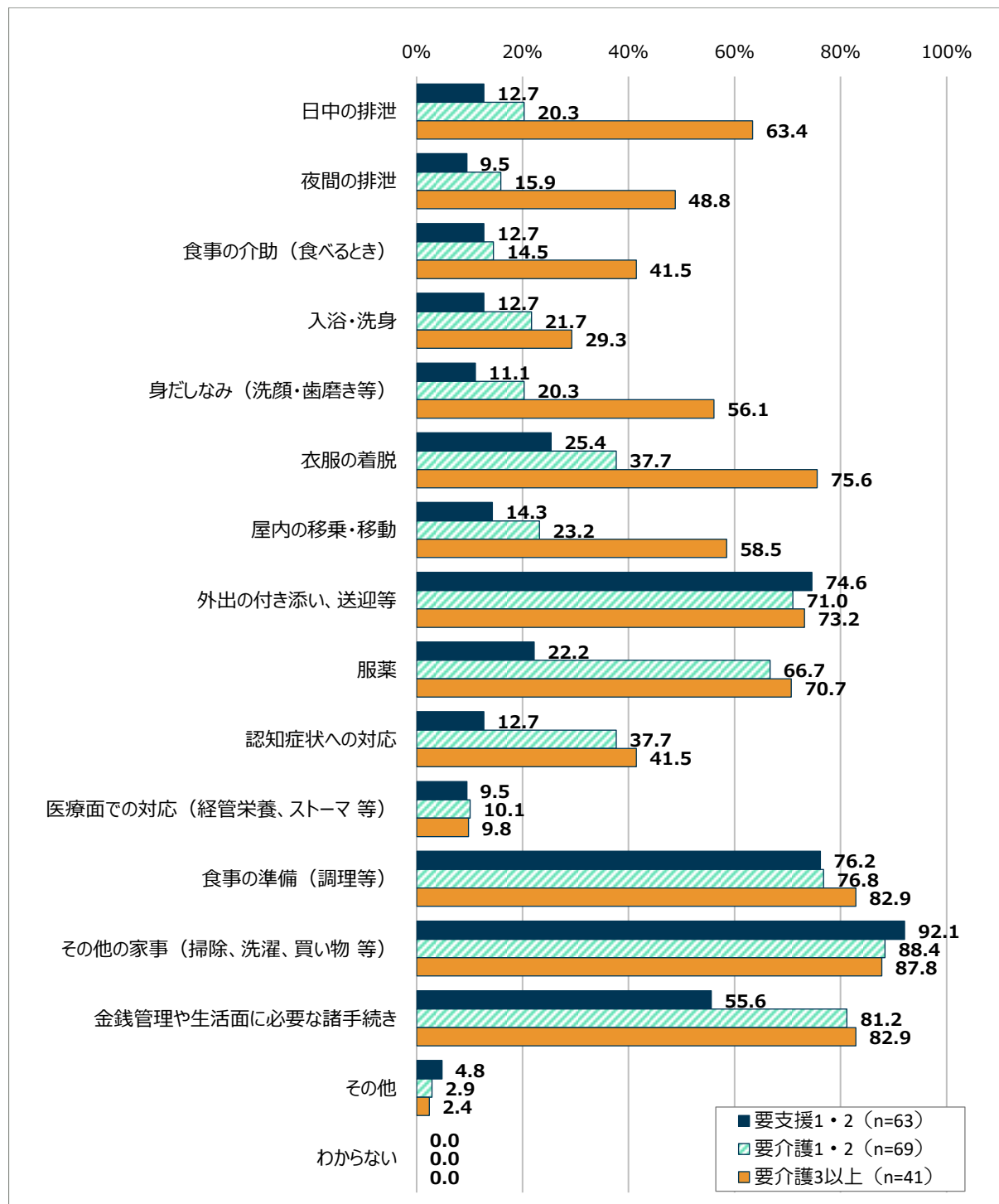
施設等検討の状況



● 主な介護者が行っている介護

要介護度別に主な介護者が「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」を行っている割合をみると、要介護度に関わらず約10%となっています。

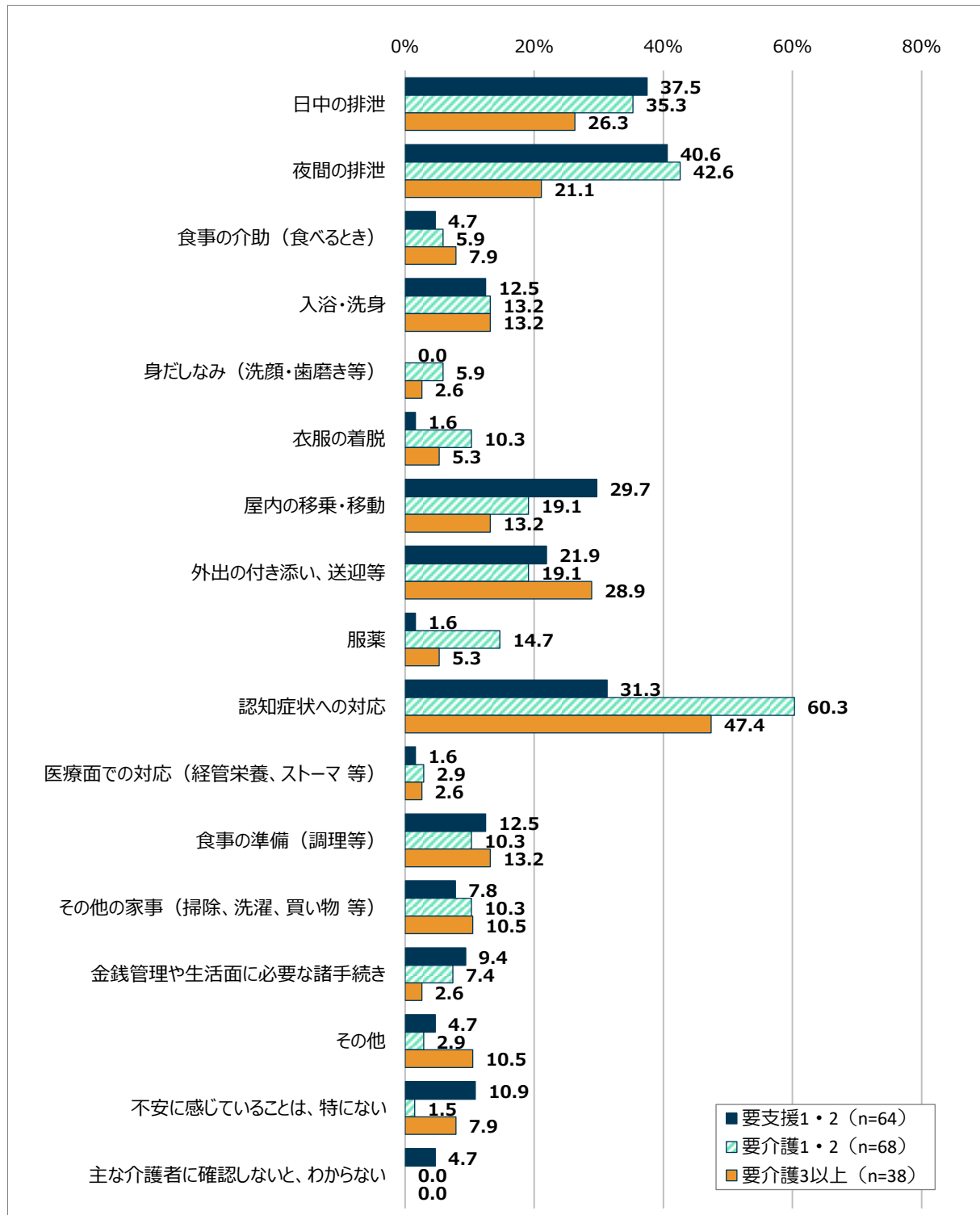
要介護度別 主な介護者が行っている介護



● 介護者が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、要介護度別にみると、要支援1・2では「夜間の排泄」「日中の排泄」の割合が高くなっています。要介護1・2と要介護3以上は「認知症状への対応」の割合が最も高く、要介護1・2は60.3%、要介護3以上は47.4%となっています。要介護3以上は「外出の付き添い、送迎等」「日中の排泄」の割合が高くなっています。

要介護度別 介護者が不安に感じる介護



(3) ニーズ調査・在宅介護調査結果から見える課題

ニーズ調査によると、全体的に介護認定を受けていない高齢者でリスク該当者の割合が低く、要支援認定者では割合が高くなる傾向がみられる。主に運動器機能の低下や IADL、認知機能の低下が高くなっていることから、高齢者になっても健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、介護予防の取り組みが重要である。

認知機能の低下に対するリスク該当が介護認定を受けていない高齢者では 5 割、事業対象者、要支援認定者では 6～7 割となっている。在宅介護調査においては、主な介護者が不安に感じていることとして「認知症状への対応」が最も高くなっているが、認知症に関する相談窓口の認知度は 3 割となっていて、まだまだ住民への周知が必要であるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう認知症高齢者と家族への支援等が必要である。

在宅介護調査の要介護度別に主な介護者が「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」を行っている割合を見ると要介護度に関わらず約 1 割となっている。また、施設等検討の状況では、「検討していない」が約 7 割、在宅での生活を希望する方が多いと考えられる。今後は中重度の要介護者の増加に伴い、医療と介護両方のニーズを持つ在宅療養者も増えてくると見込まれるため、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、在宅医療と介護の連携の強化を推進する必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

阿賀町では、高齢者人口の占める割合が高く、全世帯の約5割は一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯となっています。高齢者ができる限り住み慣れた地域で人や社会とつながり、健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、地域共生社会の実現を目指し、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。これまでの計画の進捗状況、法改正等を踏まえ、本計画でも第8期の基本理念を継承します。

高齢者が健康で生きがいを感じながら、
支援が必要な状態となっても
住み慣れた地域で
安心して暮らすことができる社会の実現

2 基本方針

これまでの計画で地域包括ケアシステムの構築から深化・推進に向けて、介護予防や健康づくり、支え合いの地域づくり等、様々な取り組みを実施してきました。本計画においても基本理念の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指し、施策展開や考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めるものです。

3 基本目標

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

★ 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

高齢化が進行する中で、高齢者が要介護状態となることや生活習慣病等を予防するとともに、要介護状態等の軽減や重度化の防止を図り、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援します。

★ 生きがいづくり、高齢者等の社会参加の促進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営み、積極的に社会参加することができるよう、就労機会の確保、生きがいづくり等、多職種連携による総合的施策の充実を図ります。また、地域共生社会の実現のために、地域ぐるみの支え合いのしくみづくりを進め、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を整備します。

★ 認知症支援対策の推進

認知症についての正しい知識を普及させるため、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を積極的に行うとともに、認知症高齢者やその家族が適切な支援を受けられるよう医療、介護サービスの適切な提供、連携を推進し切れ目のない支援体制の構築を進めます。

地域生活を支えるサービスの充実と連携強化

★ 見守り体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安全・安心な地域の体制が重要となります。特に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者は、緊急時の対応や周りの人からの支援が不可欠です。

介護予防・日常圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査結果、また介護事業所への聞き取り調査等より、見守りや声掛けなどを受けることで安心して自宅で生活が送れる方が一定数いるものと考えられることから、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、介護保険事業所等と連携し、一人暮らし世帯等への支援体制の強化を図ります。

★ 移動困難者のための支援体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域公共交通担当部署との連携により、高齢者が通院や買い物に利用しやすい公共交通の体制づくりを行います。

また、公共交通機関を利用することが難しい車椅子使用等の高齢者に対し、通院への移動支援を行います。

介護保険サービスの充実

地域の要介護者等の尊厳を保持し、一人ひとりに合ったサービス提供が受けられ、在宅生活が継続できるようサービス提供の充実や総合的な介護人材の確保・育成を支援し、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目指します。

4 日常生活圏域の設定

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、町内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本計画においても「当町全域」を1圏域とし、介護給付等対象サービスの提供ができるよう、総合的な基盤整備を目指します。

5 地域包括ケアシステム体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続して営むことができるよう、医療、介護、介護予防、認知症支援策、住まい、日常生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた取り組みのしくみづくり、医療・介護の連携、地域のつながり機能・マネジメント機能の強化等、地域共生社会の実現に向けた取り組み等を進めていきます。

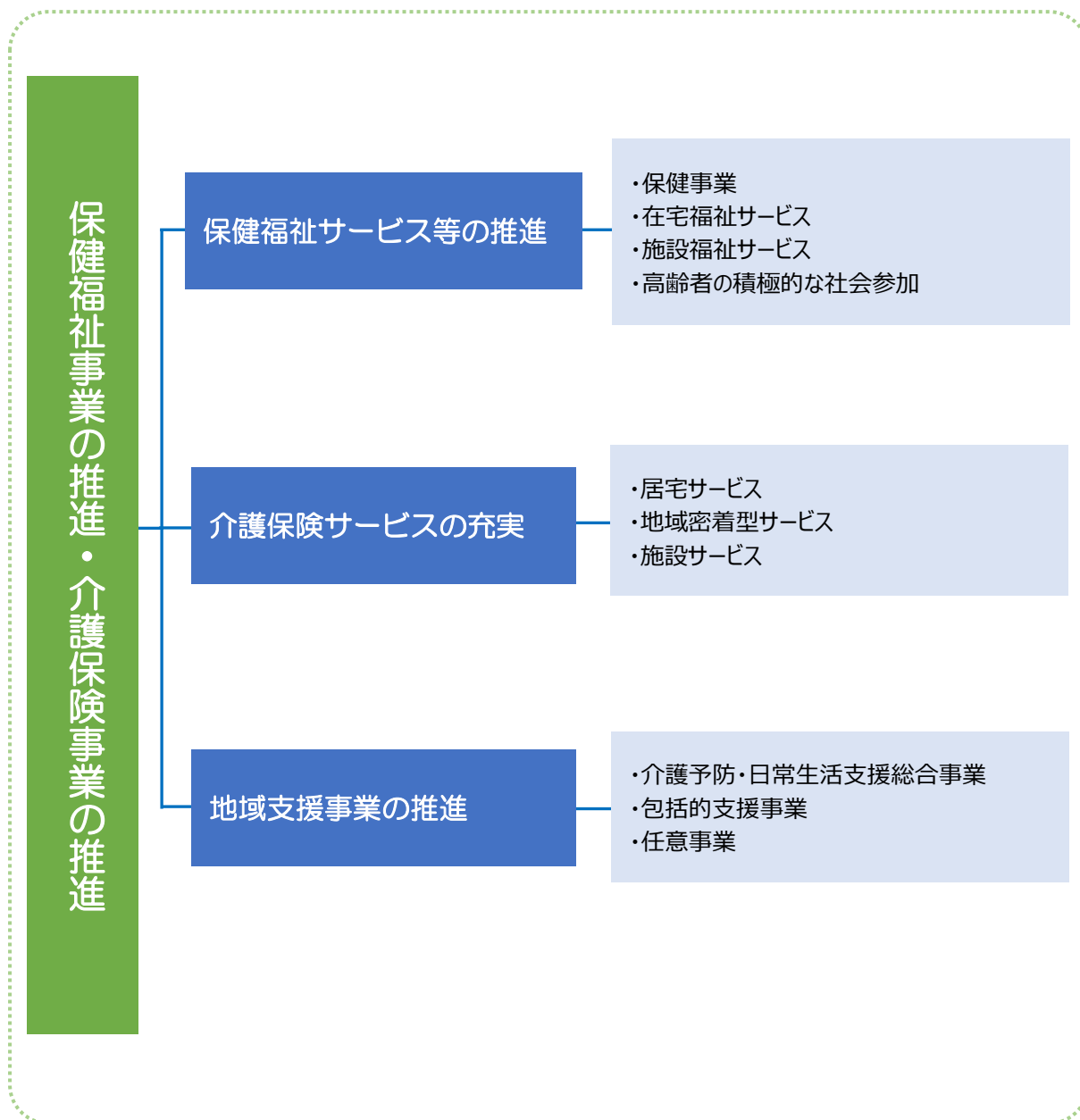
また、誰もが支えあう共生社会の実現に向けて、地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制が求められています。基本理念である「高齢者が健康で生きがいを感じながら、支援が必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現」のため、地域の現状とニーズを的確に把握し、多様な主体によるサービス基盤の整備を進めていきます。

◆阿賀町地域包括ケアシステムの姿



6 計画の体系

計画の基本理念・基本目標を実現していくため、各施策分野にわたる支援策を充実していくとともに、総合的、体系的な推進に努めます。



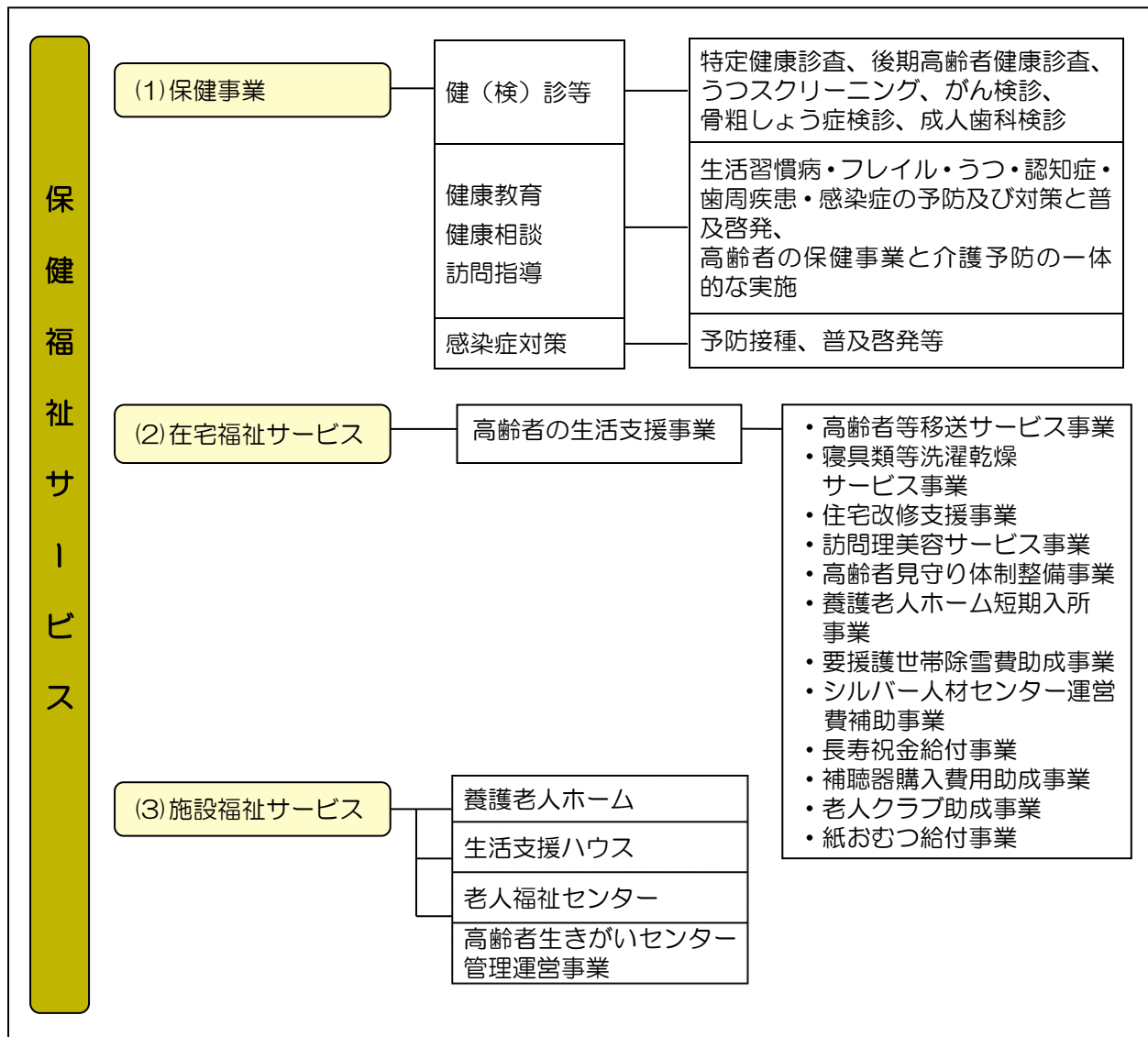
第4章 保健福祉サービス等の推進

1 保健福祉サービス等の推進

高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、健康づくりを推進し、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図ります。

また、高齢者の就労支援や学習機会の提供など、高齢者の社会参加を活かすことができる環境づくりに努めます。

当町におけるこれまでの高齢者保健福祉計画の施策体系は、下図のとおり保健事業、在宅福祉サービス、施設福祉サービスから構成されています。



(1) 保健事業

「阿賀町健康増進計画・阿賀町食育推進計画（いきいき元気プラン）」および関連計画（「阿賀町国民健康保健 事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」「阿賀町自殺対策計画」「阿賀町歯科保健計画」）の計画的な実施により、町民の疾病予防、心身の健康づくりを進め、健康寿命の延伸を図ります。

【現状と課題】

- 健康診査の結果では、脳卒中や認知症等の要介護状態の誘因となる高血圧や糖尿病、肥満等の生活習慣病の割合が県平均と比べて高くなっています。
- 生活習慣病及びその重症化が引き起こす脳卒中が、保健・医療・介護ともに共通した課題であり、特に男性では早いうちから重い介護度がつく要因となっています。
- 筋力低下及び骨折が、入院医療費の圧迫と介護申請の大きな原因となっており、特に女性の割合が高い傾向にあります。
- がんによる要介護申請や死亡が男性に多く、特に胃がん、肝臓がんで県より死亡率が高い傾向にあります。
- 高齢者や男性の自殺が県平均と比べて多い現状があります。
- 歯科検診や歯石除去等を定期的に受ける方の割合が低い現状があります。

① 健（検）診等

■特定健康診査、後期高齢者健康診査、うつスクリーニング

脳卒中や認知症などの要介護状態の誘因となる生活習慣病の発見や、健康状態の把握により、町民が生活習慣の改善に取り組むきっかけとなるよう、40歳から74歳までの国保加入者に対する特定健康診査、75歳以上に対する後期高齢者健康診査を行います。

より多くの方が受けられるよう、休日健診や個別健診等を行うとともに、未受診者への受診勧奨を行います。

また、特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診者等に対して、うつスクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある方の早期発見に努め、個別の支援につなげます。

■がん検診

早期発見できるがんによる要介護状態や死亡を減らすため、がん検診を行います。より多くの方が受けられるよう、休日検診等を行うとともに、要精密検査となった方に対しては、確実に精密検査を受診されるよう個別に受診勧奨を行います。

■骨粗しょう症検診

40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の女性に対し、骨粗しょう症検診を行い、必要に応じて医療機関への受診勧奨や栄養指導につなげるとともに、骨折予防のための啓発を行っていきます。

■成人歯科・歯周疾患検診、訪問歯科検診

歯やお口の健康は、筋力・体力の維持や認知症予防、感染症予防にも関係が深いいため、成人歯科・歯周疾患検診や歯科保健指導を実施し、適切な治療や定期的な歯科受診につなげます。該当年度の未受診者に対しては受診勧奨を行います。

歯科通院のできない要介護者等への訪問歯科検診は、県事業のため県と連携して行っています。

② 健康教育・健康相談・訪問指導

健康寿命の延伸のためには、脳卒中など生活習慣病の発症及び重症化予防や、うつ・認知症・骨折予防、口腔機能も合わせたフレイル予防が重要です。そのため、地区における健康教室や健康相談等のほか、必要に応じて訪問指導で個別の支援を行います。また「広報あが」等を通じて、広く啓発を行います。

町民が困りごとを気軽に相談でき、必要な支援につながるよう、保健・医療・福祉・介護等の関係機関、関係者、地域との連携を強化します。

あわせて、地域で活動する食生活改善推進委員等の地区組織や、こころに不調を持つ方が身近にいたときに支援ができるゲートキーパーの人材育成や研修等を行います。

また、特に後期高齢者に対しては、自立した生活の実現と健康寿命の延伸のため、保健事業と介護予防事業を一体的に行っていきます。

○「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」取組内容

- ・生活習慣病ハイリスクに該当し、かつ医療機関未受診である者への受診勧奨
- ・医療や健診の受診および介護認定のない健康状態不明者の実態把握
- ・通いの場等でのフレイル予防（筋力低下及び骨折予防・口腔機能向上）の啓発、およびフレイル状態等にある方の把握と健診・医療受診・介護サービス利用の勧奨

③ 感染症対策

65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種の助成および65歳以上への肺炎球菌ワクチン接種の助成を継続します。

また、新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等については、「阿賀町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に対策を行います。

(2) 在宅福祉サービス

高齢者の生活支援事業

① 高齢者等移送サービス事業

移送用車両（リフト付き車両）により利用者の居宅と医療機関等との間の送迎をしています。

② 寝具類等洗濯乾燥サービス事業

寝具類等の衛生管理のための乾燥等のサービスを行っています。

③ 住宅改修支援事業

住宅改修支援事業として、高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、高齢者の身体状況や利用している保健福祉サービスを踏まえ、住宅改修費の助成を行っています。

④ 訪問理美容サービス事業

65歳以上の高齢者世帯で、老衰、心身の障がい及び疾病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張理美容店による訪問理美容サービスを提供しています。

⑤ 高齢者見守り体制整備事業

- ・緊急通報装置事業

一人暮らし高齢者等に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行うとともに、協力員等による連携システムの整備等を実施しています。

- ・阿賀町見守りネットワーク「いだがねえネット」

高齢者宅を訪問する機会が多い新聞・牛乳・宅配等の38事業所と連携し、さりげない見守り活動を行っています。

⑥ 養護老人ホーム短期入所事業

要援護高齢者の養護者に代わって当該要援護高齢者を一時的に養護する必要がある場合等に、当該高齢者を一時的に短期入所させ、これら要援護高齢者及びその家族の福祉向上を図ります。

⑦ 要援護世帯除雪費助成事業

労力的、経済的に自力での除雪が困難な要援護世帯に対して除雪費の助成を行います。

⑧ シルバー人材センター運営費補助事業

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進等に貢献し、事業を展開しています。地域のニーズ

に応え、より一層地域で便りにされる存在となり活力ある地域社会づくりを促進するためシルバー人材センターの運営費の一部を補助します。

⑨ 長寿祝金給付事業

多年にわたり社会に貢献された高齢者の方に対してその長寿を顕彰し、祝福するとともにその高齢者を在宅で支えている家族に対しても敬意を表し、長寿祝金を給付します。

⑩ 補聴器購入費用助成事業

聴力機能の低下により日常生活を営むのに支障がある者に対し補聴器の装用を促進しコミュニケーション能力の向上を図ることで積極的な社会参加や地域交流を支援することを目的とし、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

⑪ 老人クラブ助成事業

地域の高齢者が明るい長寿社会を目指し、生きがいと健康づくりのための仲間づくりを基盤に相互に支え合いながら活動しています。今後も会員数と団体数の維持と確保に向け高齢者の福祉の増進を図るため老人クラブ運営に要する経費を一部助成します。

⑫ 紙おむつ給付事業

寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族等に対して経済的負担の軽減と、在宅生活の継続を目的とします。

(3) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な方が居住する施設です。

② 生活支援ハウス

日常生活はおおむね自立しているものの、高齢等のため独立して生活することに不安のある高齢者を対象に、職員による見守りつきの住居を提供しています。

③ 老人福祉センター

高齢者の各種の相談に応じ、健康増進、教養の向上、レクリエーションを実施し、健康な生活づくりを支援していきます。

2 福祉サービスの実績と見込量

在宅福祉サービス							
区 分		第 8 期実績 (令和 5 年度は見込値)			第 9 期計画		
サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
高齢者等移送サービス事業	総回数（回）	237	261	230	240	240	240
寝具類等洗濯乾燥サービス事業	総回数（回）	22	20	16	22	22	22
住宅改修支援事業	件数（件）	0	0	0	1	1	1
訪問理美容サービス事業	人数（人）	15	9	6	12	12	12
高齢者見守り体制整備事業	世帯（世帯）	145	136	130	145	145	145
養護老人ホーム短期入所事業	利用件数（件）	52	29	39	49	49	49
	延利用日数（日）	329	254	543	403	403	403
長寿祝金給付事業	贈呈人数（人）	7	8	3	9	6	6
補聴器購入費用助成事業	助成人数（人）	19	23	26	22	22	22
老人クラブ助成事業	助成クラブ数	30	25	20	20	20	20
紙おむつ給付事業	延利用人数（人）	R5 まで地域支援事業で実施			660	660	660
施設福祉サービス							
区 分		第 8 期実績 (令和 5 年度は見込値)			第 9 期計画		
サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
養護老人ホーム	利用者数（人）	70	69	70	70	70	70
生活支援ハウス （2 か所：定員 20 人）	利用者数（人）	7	5	5	10	10	10
老人福祉センター （2 か所）	延利用者数（人）	568	651	751	656	656	656

3 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が生涯を通じた活動や自立した生活ができる地域づくりを推進するとともに、就労や社会活動への参加を促進するために様々な支援を行っていきます。

(1) 高齢者の生きがいづくり

高齢者の健康増進や健康寿命を伸ばすためには、明るく生きがいのある生活を送ることが必要です。このようなことから、公民館活動等の趣味や歴史教室などの生涯学習の充実を図り、レクリエーションなどによる健康づくり、高齢者世帯への見守りなどの友愛活動、地域でのボランティア活動に取り組む老人クラブ活動への支援、世代間交流の促進、伝統・文化活動の支援など多様化する生きがいづくり活動の支援を行うことにより、地域社会の活力の維持・増進を図っていきます。

(2) 高齢者の社会参加、就労対策

豊富な経験と知識を持つ高齢者の中には、健康で元気な高齢者も多くいます。このような健康で元気な高齢者が、無理のない範囲の仕事に就くことにより、健やかで自立した生活を送れることが想定されるとともに、少子化等による労働力人口の減少が著しい地域社会にとって、豊富な経験と知識を持つ高齢者の就労及び社会参加が、地域社会の担い手として大いに期待されます。このようなことから、シルバー人材センターと連携を図り、仕事の紹介、求人情報の提供に努め、高齢者の能力を活かせる環境の整備を図っていきます。

(3) 高齢者の生活環境の整備

長く慣れ親しんだ地域や愛着のある自宅で、生活を続けたいと思うことは、当然のことであり、多くの高齢者が望まれていることと思います。しかしながら、身体状況の変化や一人での在宅生活などにより、今後の生活に少なからず不安を抱えてしまいます。このため、少しでも高齢者の不安を解消し、安心して暮らせるよう生活環境の整備が必要となります。

高齢者が宅内で安全・安心な生活を確保するため 24 時間見守りのできる緊急通報装置設置の推進、住宅内の段差解消などのバリアフリーに関する経費の助成、町内事業所の方が地域住民の日常生活にちょっと気になる変化が生じた場合、町に連絡を行う地域見守りネットワーク「いだがねえネット」の協力事業者との連携を図ります。また、警察や関係機関との連携による交通安全対策、防犯体制の拡充に努めるとともに、高齢者を狙う悪質業者等による消費者トラブルや振り込め詐欺の被害を未然に防ぐための啓発活動の推進を図ります。

第5章 介護保険サービスの充実

1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計

(1) 高齢者等の人口推計

令和5年9月末時点の住民基本台帳人口を基に、厚生労働省簡易生命表から算出した死亡率と人口問題研究所の阿賀町の移動率を用いて推計を行いました。総人口は減少傾向ですが、高齢化率は増加傾向となっています。令和22年度では高齢化率は約6割となっており、後期高齢者は4割となっています。

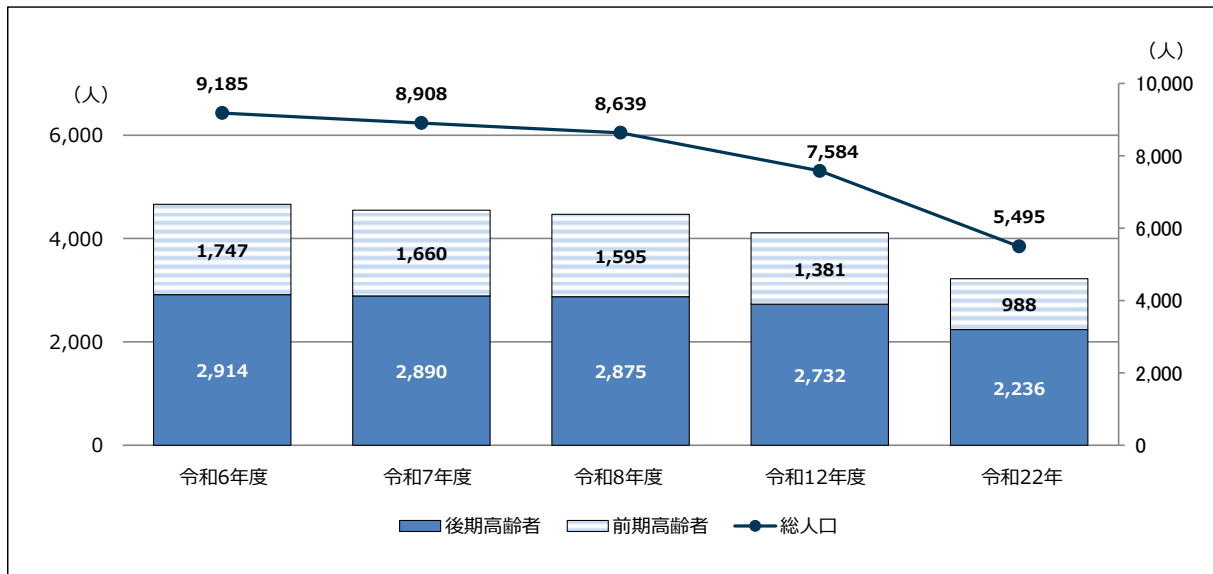
〔高齢者等の人口推計〕

(単位：人)

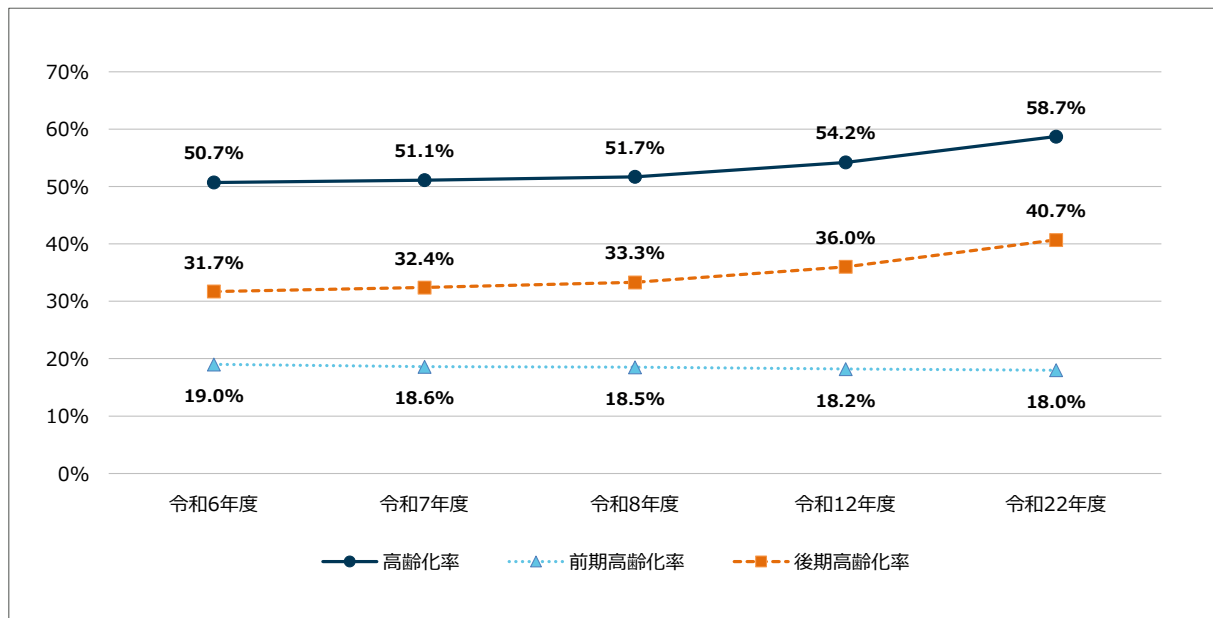
区分	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和12年度 (2030年)	令和22年度 (2040年)
総人口	9,185	8,908	8,639	7,584	5,495
40歳未満	1,872	1,776	1,699	1,471	966
40～64歳	2,652	2,582	2,470	2,000	1,305
高齢者人口	4,661	4,550	4,470	4,113	3,224
前期高齢者	1,747	1,660	1,595	1,381	988
65～69歳	788	750	755	660	484
70～74歳	959	910	840	721	504
後期高齢者	2,914	2,890	2,875	2,732	2,236
75～79歳	841	913	1,003	838	592
80～84歳	747	661	570	763	558
85歳以上	1,326	1,316	1,302	1,131	1,086
高齢化率	50.7%	51.1%	51.7%	54.2%	58.7%
前期高齢者	19.0%	18.6%	18.5%	18.2%	18.0%
後期高齢者	31.7%	32.4%	33.3%	36.0%	40.7%

※高齢化率については、端数処理の関係上、内訳と合計が合わない場合があります。

〔高齢者等の人口推計〕



〔高齢化率の推移〕



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

高齢者数の大幅な減少見込みに伴い、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者数）についても減少傾向ですが、認定率は増加傾向が見込まれます。令和8年度の認定者数は1,048人、認定率は23.4%と見込まれます。

要支援・要介護認定者数のうち第1号被保険者は、令和12年度には991人、令和22年度には、849人とさらに減少し、認定率は26.3%と見込まれます。

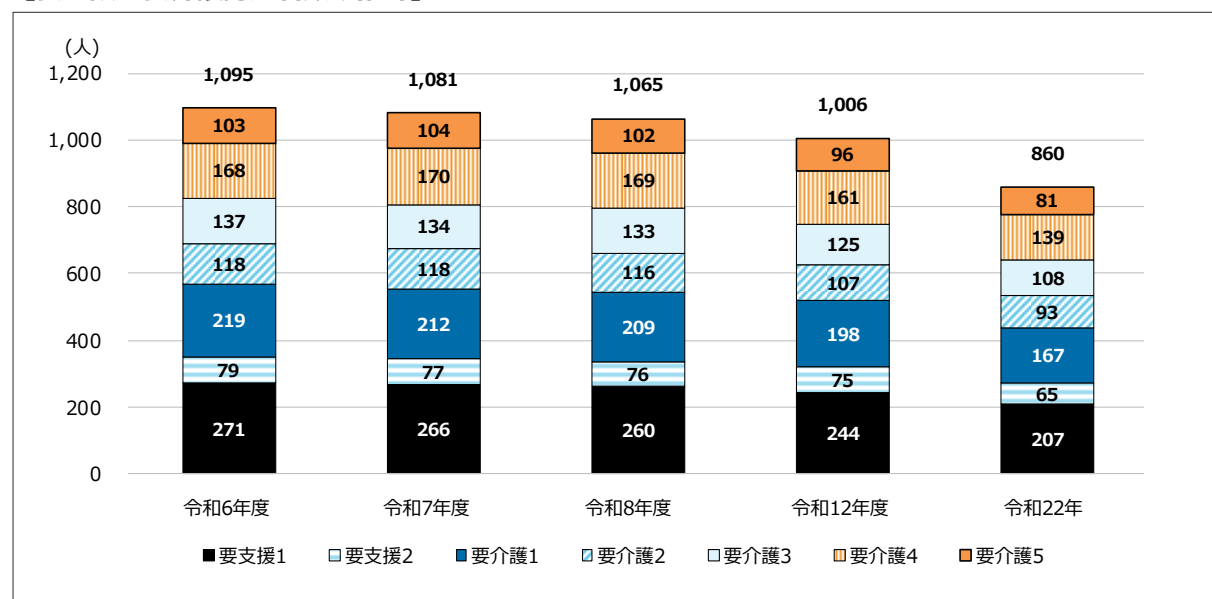
〔要支援・要介護認定者数の推計〕

(単位：人)

区分	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和12年度 (2030年)	令和22年度 (2040年)
高齢者数	4,661	4,550	4,470	4,113	3,224
認定者数	1,095	1,081	1,065	1,006	860
うち第1号被保険者	1,078	1,064	1,048	991	849
うち第2号被保険者	17	17	17	15	11
認定率	23.1%	23.4%	23.4%	24.1%	26.3%
要支援1	271	266	260	244	207
要支援2	79	77	76	75	65
要介護1	219	212	209	198	167
要介護2	118	118	116	107	93
要介護3	137	134	133	125	108
要介護4	168	170	169	161	139
要介護5	103	104	102	96	81

※見える化システムの将来推計機能による推計値（認定者の内訳は第2号被保険者含む）

〔要支援・要介護認定者数の推計〕



2 介護保険サービスの利用実績と見込量（人数・給付費）

各種調査結果によると在宅でのサービスを希望されている方が多く、施設等への入所・入居検討状況については「検討中」や「申請済み」と回答している方が少ない傾向にありました。

しかし、阿賀町においては2人に1人が高齢者で、1人暮らしまたは高齢者のみの世帯の割合が増加し、年齢も高くなっていることにより、在宅生活を維持していくことが困難になっている方が多くみられ、施設サービスの利用者が多くなっています。

また、住み慣れた地域で生活が続けられる地域密着型サービスの需要も高くなっていることから、阿賀町における高齢者を取り巻く現状や課題、第8期計画期間の給付実績と今後の見込みを総合的に勘案し計画しました。

居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	1,080	1,080	1,080	1,032	1,020	984
	実績	1,026	1,000	1,020	－	－	－
	計画比	95.0%	92.6%	94.4%	－	－	－
給付費	計画	60,313	60,470	60,101	73,946	73,449	70,974
	実績	60,344	66,087	71,005	－	－	－
	計画比	100.1%	109.3%	118.1%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

② 訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	60	60	60	96	108	96
	実績	79	79	96	－	－	－
	計画比	131.7%	131.7%	160.0%	－	－	－
給付費	計画	4,398	4,400	4,400	5,881	6,694	5,889
	実績	5,479	4,955	5,800	－	－	－
	計画比	124.6%	112.6%	131.8%	－	－	－

③ 訪問看護

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	756	756	744	468	468	444
	実績	596	514	432	－	－	－
	計画比	78.8%	68.0%	58.1%	－	－	－
給付費	計画	10,917	10,742	10,782	8,623	8,633	8,303
	実績	10,054	8,096	7,865	－	－	－
	計画比	92.1%	75.4%	72.9%	－	－	－

④ 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	12	12	12	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
給付費	計画	74	74	74	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

⑤ 居宅療養管理指導

在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	444	444	444	444	432	420
	実績	573	557	420	－	－	－
	計画比	129.1%	125.5%	94.6%	－	－	－
給付費	計画	2,867	2,869	2,869	3,191	3,126	3,013
	実績	3,894	3,804	2,989	－	－	－
	計画比	135.8%	132.6%	104.2%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

⑥ 通所介護

日中、デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	2,796	2,736	2,712	2,268	2,232	2,184
	実績	2,644	2,542	2,256	－	－	－
	計画比	94.6%	92.9%	83.2%	－	－	－
給付費	計画	208,543	206,461	204,019	203,442	200,743	196,470
	実績	195,432	197,761	197,610	－	－	－
	計画比	93.7%	95.8%	96.9%	－	－	－

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設などに通い、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	432	432	420	300	300	288
	実績	338	304	312	－	－	－
	計画比	78.2%	70.4%	74.3%	－	－	－
給付費	計画	24,829	24,882	24,797	19,945	19,970	19,059
	実績	19,844	17,857	20,374	－	－	－
	計画比	79.9%	71.8%	82.2%	－	－	－

⑧ 短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	1,752	1,656	1,644	1,440	1,428	1,392
	実績	1,466	1,298	1,404	－	－	－
	計画比	83.7%	78.4%	85.4%	－	－	－
給付費	計画	193,162	183,074	182,147	184,367	184,281	179,205
	実績	174,013	154,739	174,103	－	－	－
	計画比	90.1%	84.5%	95.6%	－	－	－

⑨ 短期入所療養介護(老健)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	120	120	108	12	12	12
	実績	79	54	12	－	－	－
	計画比	65.8%	45.0%	11.1%	－	－	－
給付費	計画	9,730	9,735	9,738	393	394	394
	実績	6,034	5,308	388	－	－	－
	計画比	62.0%	54.5%	4.0%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

⑩ 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	600	600	600	444	444	432
	実績	619	524	456	－	－	－
	計画比	103.2%	87.3%	76.0%	－	－	－
給付費	計画	61,574	61,608	61,608	58,487	58,561	57,314
	実績	77,347	68,682	58,900	－	－	－
	計画比	125.6%	111.5%	95.6%	－	－	－

⑪ 福祉用具貸与

日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	2,340	2,340	2,292	2,244	2,208	2,160
	実績	2,456	2,499	2,400	－	－	－
	計画比	105.0%	106.8%	104.7%	－	－	－
給付費	計画	31,399	31,399	30,358	28,963	28,659	27,886
	実績	32,177	33,865	31,362	－	－	－
	計画比	102.5%	107.9%	103.3%	－	－	－

⑫ 特定福祉用具購入費

日常生活や介護に役立つ福祉用具を購入する際、購入費の一部を助成します。利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	48	48	48	60	60	60
	実績	45	46	24	－	－	－
	計画比	93.8%	95.8%	50.0%	－	－	－
給付費	計画	929	929	929	1,917	1,917	1,917
	実績	898	993	697	－	－	－
	計画比	96.7%	106.9%	75.0%	－	－	－

⑬ 住宅改修費

在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行う際、住宅改修費の一部を助成します。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	36	36	36	36	36	36
	実績	31	23	24	－	－	－
	計画比	86.1%	63.9%	66.7%	－	－	－
給付費	計画	2,913	2,913	2,913	2,414	2,414	2,414
	実績	2,752	2,173	1,609	－	－	－
	計画比	94.5%	74.6%	55.2%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

⑭ 居宅介護支援

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

[居宅サービス事業量の実績と計画]

（単位：人、千円／年）

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	4,128	4,128	4,104	3,564	3,492	3,420
	実績	4,100	3,875	3,696	－	－	－
	計画比	99.3%	93.9%	90.1%	－	－	－
給付費	計画	68,248	68,286	67,597	61,213	60,086	58,832
	実績	68,630	64,756	62,504	－	－	－
	計画比	100.6%	94.8%	92.5%	－	－	－

地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。

[地域密着型サービス事業量の実績と計画]

（単位：人、千円／年）

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	12	12	12	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
給付費	計画	2,649	2,651	2,651	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

② 小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話などを行います。

[地域密着型サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	588	588	432	600	588	564
	実績	706	711	588	－	－	－
	計画比	120.1%	120.9%	136.1%	－	－	－
給付費	計画	118,890	118,956	90,675	135,346	133,722	127,493
	実績	148,081	159,038	128,062	－	－	－
	計画比	124.6%	133.7%	141.2%	－	－	－

③ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話などを行います。

[地域密着型サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	492	576	684	624	624	624
	実績	433	524	636	－	－	－
	計画比	88.0%	91.0%	93.0%	－	－	－
給付費	計画	120,371	140,978	167,602	150,061	150,003	150,003
	実績	104,881	124,389	150,920	－	－	－
	計画比	87.1%	88.2%	90.0%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

④ 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援などを日帰りで提供するサービスです。

[地域密着型サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第 8 期実績（令和 5 年度は見込値）			第 9 期計画		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人数	計画	12	12	12	0	0	0
	実績	6	9	0	－	－	－
	計画比	50.0%	75.0%	0.0%	－	－	－
給付費	計画	1,442	1,443	1,443	0	0	0
	実績	602	707	0	－	－	－
	計画比	41.7%	49.0%	0.0%	－	－	－

介護保険施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。

[介護保険施設サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第 8 期実績（令和 5 年度は見込値）			第 9 期計画		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人数	計画	1,680	1,680	1,668	1,524	1,524	1,524
	実績	1,632	1,583	1,524	－	－	－
	計画比	97.1%	94.2%	91.4%	－	－	－
給付費	計画	439,476	440,346	437,278	397,228	397,730	397,730
	実績	416,871	404,251	391,698	－	－	－
	計画比	94.9%	91.8%	89.6%	－	－	－

② 介護老人保健施設

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。利用者の状態に合わせて、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができます。

[介護保険施設サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	1,596	1,596	1,584	1,584	1,584	1,584
	実績	1,412	1,509	1,584	－	－	－
	計画比	88.5%	94.5%	100.0%	－	－	－
給付費	計画	396,568	396,788	393,608	412,692	413,215	413,215
	実績	349,649	375,720	406,948	－	－	－
	計画比	88.2%	94.7%	103.4%	－	－	－

③ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

[介護保険施設サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	48	48	48	60	60	60
	実績	26	79	60	－	－	－
	計画比	54.2%	164.6%	125.0%	－	－	－
給付費	計画	17,084	17,093	17,093	20,049	20,075	20,075
	実績	8,528	27,431	19,770	－	－	－
	計画比	49.9%	160.5%	115.7%	－	－	－

介護予防サービス

① 介護予防訪問看護

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	276	264	264	180	168	168
	実績	221	187	180	－	－	－
	計画比	80.1%	70.8%	68.2%	－	－	－
給付費	計画	3,527	3,399	3,399	3,180	2,977	2,977
	実績	3,771	3,106	3,135	－	－	－
	計画比	106.9%	91.4%	92.2%	－	－	－

② 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	12	12	12	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
給付費	計画	74	74	74	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

③ 介護予防居宅療養管理指導

在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	396	396	396	312	312	300
	実績	352	268	324	－	－	－
	計画比	88.9%	67.7%	81.8%	－	－	－
給付費	計画	2,435	2,437	2,437	2,177	2,180	2,094
	実績	2,228	1,889	2,231	－	－	－
	計画比	91.5%	77.5%	91.5%	－	－	－

④ 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	672	672	660	660	660	648
	実績	611	630	684	－	－	－
	計画比	90.9%	93.8%	103.6%	－	－	－
給付費	計画	16,371	16,381	16,123	17,541	17,564	17,298
	実績	15,530	16,129	17,821	－	－	－
	計画比	94.9%	98.5%	110.5%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

⑤ 介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	144	144	144	96	96	96
	実績	138	94	96	－	－	－
	計画比	95.8%	65.3%	66.7%	－	－	－
給付費	計画	5,940	5,943	5,943	4,152	4,157	4,157
	実績	5,579	3,998	4,094	－	－	－
	計画比	93.9%	67.3%	68.9%	－	－	－

⑥ 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	24	24	24	0	0	0
	実績	2	1	0	－	－	－
	計画比	8.3%	4.2%	0.0%	－	－	－
給付費	計画	1,037	1,038	1,038	0	0	0
	実績	56	16	0	－	－	－
	計画比	5.4%	1.5%	0.0%	－	－	－

⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	312	312	432	432	420	408
	実績	370	410	444	－	－	－
	計画比	118.6%	131.4%	102.8%	－	－	－
給付費	計画	12,442	12,448	17,275	17,821	17,347	16,852
	実績	11,354	11,873	18,061	－	－	－
	計画比	91.3%	95.4%	104.5%	－	－	－

⑧ 介護予防福祉用具貸与

日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	1,140	1,128	1,116	1,464	1,440	1,404
	実績	1,091	1,260	1,488	－	－	－
	計画比	95.7%	111.7%	133.3%	－	－	－
給付費	計画	5,472	5,393	5,339	7,820	7,694	7,501
	実績	5,446	6,363	7,959	－	－	－
	計画比	99.5%	118.0%	149.1%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

⑨ 特定介護予防福祉用具購入費

日常生活や介護に役立つ福祉用具を購入する際、購入費の一部を助成します。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	24	24	24	60	60	60
	実績	26	31	36	－	－	－
	計画比	108.3%	129.2%	150.0%	－	－	－
給付費	計画	422	422	422	1,220	1,220	1,220
	実績	484	607	733	－	－	－
	計画比	114.7%	143.8%	173.7%	－	－	－

⑩ 介護予防住宅改修

在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行う際、住宅改修費の一部を助成します。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	36	36	36	36	36	36
	実績	27	20	36	－	－	－
	計画比	75.0%	55.6%	100.0%	－	－	－
給付費	計画	2,269	2,269	2,269	2,427	2,427	2,427
	実績	2,068	1,657	2,934	－	－	－
	計画比	91.1%	73.0%	129.3%	－	－	－

⑪ 介護予防支援

要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

[介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	1,800	1,788	1,764	1,968	1,920	1,884
	実績	1,725	1,819	2,004	－	－	－
	計画比	95.8%	101.7%	113.6%	－	－	－
給付費	計画	7,950	7,900	7,795	8,878	8,672	8,510
	実績	7,690	8,108	8,913	－	－	－
	計画比	96.7%	102.6%	114.3%	－	－	－

地域密着型介護予防サービス

① 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話などを行います。

[地域密着型介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	312	312	276	264	264	252
	実績	218	217	276	－	－	－
	計画比	69.9%	69.6%	100.0%	－	－	－
給付費	計画	16,646	16,656	14,926	15,608	15,628	14,950
	実績	12,713	12,531	16,058	－	－	－
	計画比	76.4%	75.2%	107.6%	－	－	－

第5章 介護保険サービスの充実

② 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話などを行います。

[地域密着型介護予防サービス事業量の実績と計画]

(単位：人、千円／年)

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	計画	12	12	12	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－
給付費	計画	2,719	2,720	2,720	0	0	0
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－

第8期計画期間の総給付及び第1号被保険者一人あたりの給付費

(単位：人、円／年)

区 分		計画	実績	対計画比
第1号被保険者数	令和3年度	4,976	4,994	100.4%
	令和4年度	4,883	4,912	100.6%
	令和5年度	4,811	4,792	99.6%
総給付	令和3年度	1,853,680,000	1,752,429,477	94.5%
	令和4年度	1,863,177,000	1,786,890,979	95.9%
	令和5年度	1,852,442,000	1,814,542,000	98.0%
第1号被保険者 1人あたり給付費	令和3年度	372,524	350,907	94.2%
	令和4年度	381,564	363,781	95.3%
	令和5年度	385,043	378,661	98.3%

※実績値 「第1号被保険者数」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和5年度のみ「介護保険事業状況報告」9月月報）

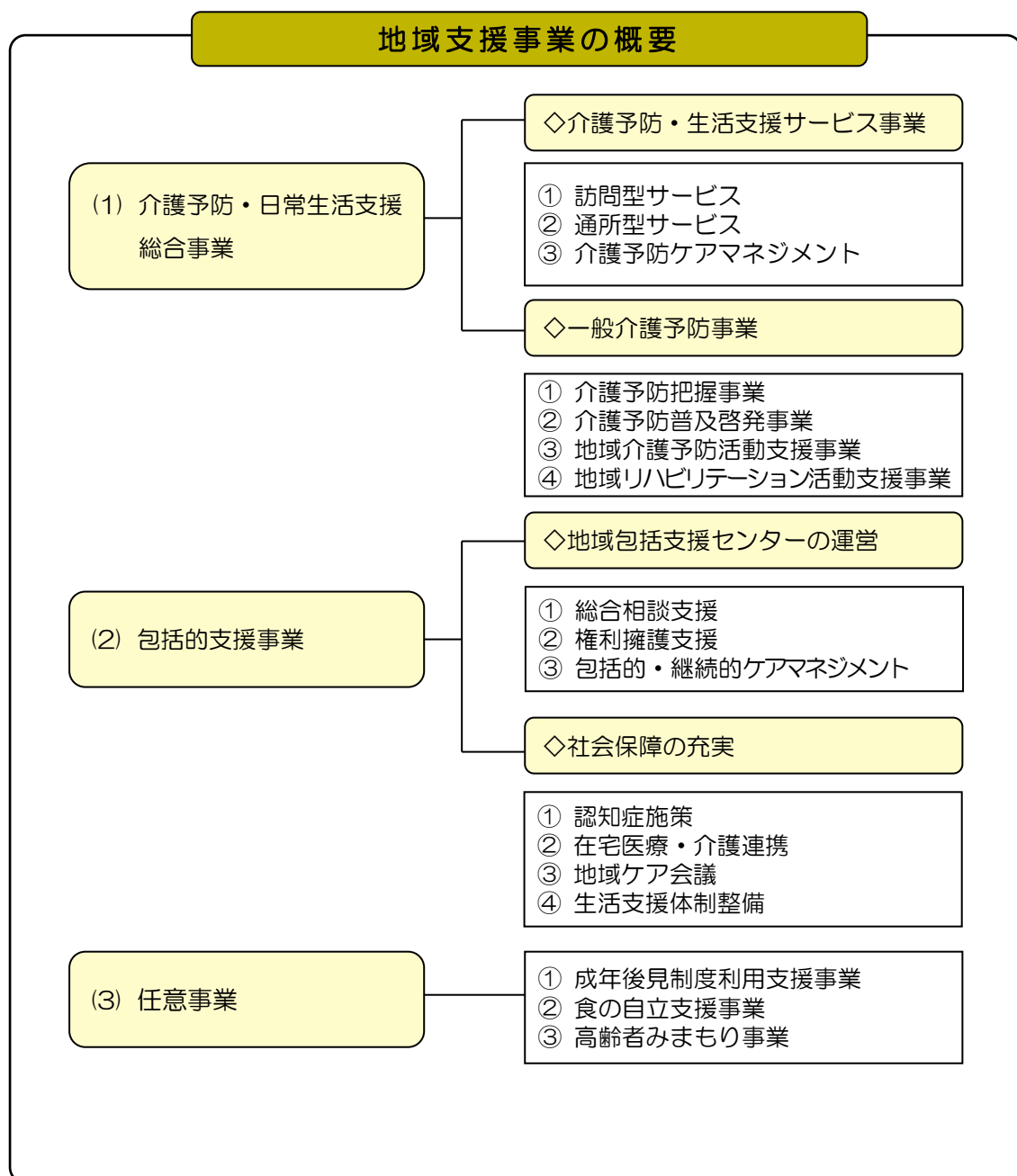
※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

第6章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、支援や取り組み等の体制の整備を行うものです。

また、介護保険制度の改正により介護予防事業・日常生活支援総合事業の創設や包括的支援事業、任意事業も改正され、より一層高齢者の実情に即した支援を図ることとなっております。



2 地域支援事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護保険制度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）が創設され、阿賀町では平成29年度より事業を開始し、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を予防給付から地域支援事業へ移行しています。

また、従来の訪問介護及び通所介護を地域支援事業に移行することにより、町独自のサービスを設け、必要とされるサービスの充実を図っていきます。

◇ 介護予防・生活支援サービス事業

従前の介護予防サービスと同様の訪問介護・通所介護サービスに加えて、基準を緩和した通所型サービスを実施するほか、住民が主体となっていく、通所型サービスを地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいて提供していきます。

① 訪問型サービス

要支援者及び事業対象者に対し訪問介護員が訪問し、生活援助やその他日常生活上の支援を提供します。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	利用延人数	1,519	1,368	1,195	1,200	1,200	1,176

② 通所型サービス

要支援者及び事業対象者が施設に通い、入浴や食事等のサービスを受けることで外出の確保や体を動かす機会、社会とのつながりを提供します。

基準緩和型通所サービスは、主に認知症予防を中心とした活動を中心に実施し、住民主体型通所サービスは、主に機器を利用したトレーニングを主体とした活動が中心となっています。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス	利用延人数	1,320	1,093	1,048	1,080	1,080	1,056
基準緩和型通所サービス	利用延人数	692	675	848	984	984	984
住民主体型通所サービス	利用延人数	569	656	708	720	720	720

③ 介護予防ケアマネジメント

高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センター等が支援計画を作成します。一人ひとりの支援計画をもとに総合事業によるサービス等が適切に提供されるようケアマネジメントを行います。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
作成件数		2,250	1,949	1,890	1,860	1,860	1,860

◇ 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護予防が必要な高齢者を早期に発見するため、チェックリストを用いた生活状況の確認を行います。心身の状態や不安に感じていること等を把握しながら適切なサービス利用へつなげます。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問件数		60	168	90	72	72	72

② 介護予防普及啓発事業

高齢者が自ら家庭や地域で介護予防につながる活動が実施されるよう、意識啓発や環境づくりを支援します。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室	参加延人数	0	0	0	20	20	20
	実施回数	0	0	0	2	2	2

③ 地域介護予防活動支援事業

住民主体で介護予防に取り組む団体に対し活動費を助成する他、介護予防につながる活動の支援を行います。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援補助金	団体数	1	3	4	5	5	5

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するため、各地区で行うサロン等に専門職が出向きリハビリテーションに関する指導を行います。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリ支援事業	参加延人数	60	0	45	40	40	40
	実施回数	4	0	4	4	4	4

(2) 包括的支援事業

◇ 地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援

高齢者やその家族、地域住民からのあらゆる相談に対応する身近な相談窓口として、関係機関と連携しながら支援の輪が途切れることがないように見守ります。

② 権利擁護支援

高齢者虐待への対応は、早期の発見と対応が重要です。関係機関との連携を密に、地域で見守る体制作りをより強化しながら高齢者の尊厳が守られるよう支援します。

成年後見制度については、第7章の成年後見制度の利用促進に掲げる「阿賀町成年後見制度利用促進基本計画(第3次)」に基づき、阿賀町成年後見センターにおいて制度の普及啓発、相談受付、市民後見人の養成や支援に取り組みます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

介護支援専門員(ケアマネジャー)のみでは解決が困難なケースに関して、相談・支援を行っていきます。必要に応じ、専門職と共に考える機会を設け、解決策を検討していきます。

また、介護支援専門員や関係者のスキルの向上を図るための研修の機会を設けていきます。

◇ 社会保障の充実

① 認知症施策

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症の方や家族に支援を行い、適切な医療やサービスへつなげていきます。

認知症に関する理解と正しい知識を普及するため、認知症地域支援推進員を配置しサポーターの養成やカフェを開催します。

[実績と計画]

区分		第8期実績(令和5年度は見込値)			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員	配置数	3	3	2	2	2	2
認知症サポーター養成講座	参加延人数	36	84	80	75	75	75
認知症カフェ	箇所数	0	3	4	3	3	3

② 在宅医療・介護連携

住み慣れた地域での生活が継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面での連携を図ることができる体制の整備を目指します。

医療職と介護職の連携がよりスムーズかつ強化されるよう情報交換の機会とします。また、連携ノートの活用し、関係者間での情報共有化を継続させます。

第6章 地域支援事業の推進

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療介護連携研修	開催回数	0	0	0	1	1	1
医療・介護等連携ノート	件数	184	162	180	175	175	175

③ 地域ケア会議

個々のケースを検討する地域ケア個別会議をととして地域課題を検討し、関係機関と課題を共有し、地域での支援体制づくりを進めていきます。

個別会議では、ケースの自立支援および関係者のスキルアップ、地域課題の発見を目的に開催します。個別会議で発見された地域課題については、推進会議において情報を共有し協議を行うことで解決策を考えていきます。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア推進会議	開催回数	1	1	1	1	1	1
地域ケア個別会議	件数	8	4	4	4	4	4

④ 生活支援体制整備

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように住民同士の支え合いを支援する、生活支援コーディネーターを配置します。

生活支援コーディネーターは、生活課題に対するテーマを設定し関係者と連携しながら取り組みを進めます。

協議体では、多様な関係者が連携をとりながらそれぞれの取り組みについて意見交換を行うとともに、コーディネーターの活動に関する助言や提案を行います。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター	配置数	2	2	1	1	1	1
協議体	開催回数	3	2	1	2	2	2

(3) 任意事業

任意事業では介護保険事業の安定的な運営につながる事業や、介護を行う家族を支援する事業などを行います。

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、費用の一部を助成することで高齢者の権利を擁護し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。申立支援は身寄りがいない方等を対象とし、報酬助成は経済的理由で後見人等への報酬が払えない方を対象に実施します。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立支援	利用延人数	5	12	10	10	10	10
報酬助成	利用延人数	6	6	4			

② 食の自立支援事業（配食サービス）

食事の配達を通して栄養改善と安否確認を行うことで、高齢者の自立支援と在宅生活の継続につなげます。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数		6,713	6,243	6,100	6,000	6,000	6,000

③ 高齢者みまもり事業

認知症等により行方不明になる恐れがある方を、発見しやすくするためGPSを活用した機器購入費に対する助成や見守りシールを交付します。

④ 紙おむつ給付事業

寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族等に対して経済的負担の軽減と、在宅生活の継続を目的とします。

[実績と計画]

区分		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延人数		680	654	600	R6から在宅福祉サービスで実施		

3 地域支援事業費の実績と見込量

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

[実績と計画]

(単位:千円)

区分	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	31,394	30,018	28,000	28,146	28,146	27,600
基準緩和型訪問サービス	0	0	0	0	0	0
住民主体型訪問サービス	0	0	0	0	0	0
移動支援サービス	0	0	0	0	0	0
通所型サービス	27,185	23,122	23,000	23,460	23,460	22,940
基準緩和型通所サービス	7,264	7,275	9,100	12,000	12,000	12,000
住民主体型通所サービス	3,131	3,585	3,900	4,320	4,320	4,320
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,845	2,951	3,350	4,076	4,076	4,076
介護予防把握事業	0	3,518	2,520	1,800	1,980	1,800
介護予防普及啓発事業	3,500	0	0	3,381	2,499	2,780
地域介護予防活動支援事業	3,545	3,008	5,050	2,439	2,619	2,439
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	3,563	4,670	2,600	2,035	2,073	2,035
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	413	407	490	600	600	600

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

[実績と計画]

(単位:千円)

区分	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	37,529	37,187	35,850	34,302	36,093	36,940
任意事業	4,902	4,633	4,860	3,328	3,346	3,317

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

[実績と計画]

(単位:千円)

区分	第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業	3	2,009	2,080	2,525	2,352	2,352
生活支援体制整備事業	9,329	8,966	8,930	8,300	8,300	8,300
認知症地域支援・ケア向上事業	3,714	3,611	1,300	852	938	1,073
地域ケア会議推進事業	130	85	90	108	108	108

※事業費は地域支援事業の交付対象経費を計上

第 7 章 成年後見制度の利用促進

阿賀町成年後見制度利用促進基本計画（第 3 次）

国は、今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護の支援ニーズがさらに多様化および増大する見込みを示しています。

人口減少と高齢化の一層の進行とともに、身近に親族がいない方や身寄りがいない方の増加が予想される当町においては、成年後見制度の利用ニーズも高まるものと考えられます。

このことから、中核機関である阿賀町成年後見センターが中心となり、成年後見制度の利用の促進に向け総合的・計画的に進めていきます。

1 現状と課題

◇ 現状

ア. 成年後見制度の理解度

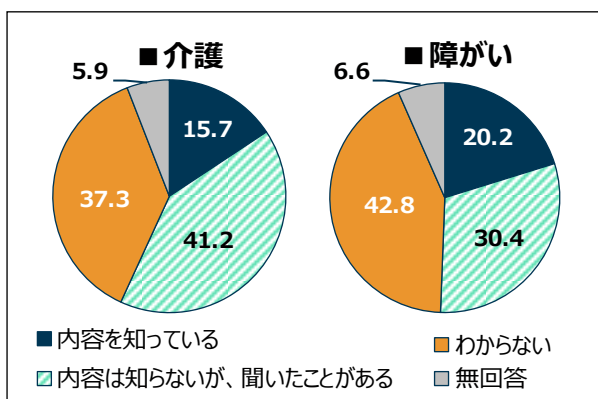
阿賀町高齢者保健福祉計画及び第 7 期障がい福祉計画の策定にあたり、町民を対象に行った「日常生活圏域ニーズ調査」「福祉に関するアンケート」の中で成年後見制度について意見を尋ねたところ、「内容を知っている」方は、20%程度にとどまり、「内容は知らないが、聞いたことはある」と合わせても半数程度と、制度に関する理解が浸透していません。

また、将来、判断力が十分でなくなった時に、成年後見制度を利用したいかの問いでも「わからない」との回答が最も多く、このことから制度の意義や利用効果に関する正しい情報が十分行き届いていないと推察されます。

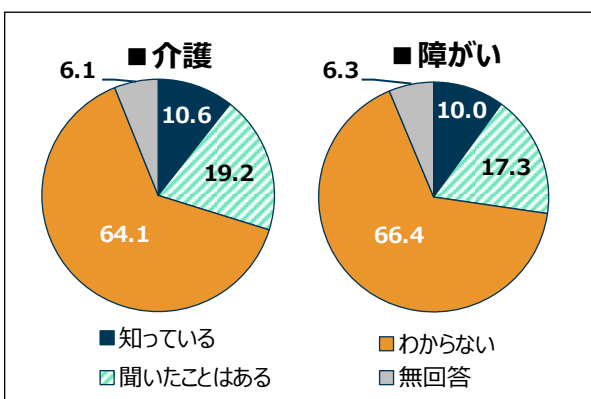
イ. 阿賀町成年後見センターの認知度

この調査では、成年後見制度に関する相談や情報提供の窓口として、町が成年後見センターを開設していることについても尋ねましたが、「知っている」「制度について相談したい」方は半数にも満たず、成年後見センターの設置・役割が十分認知されているとはいえません。

問 成年後見制度について知っていますか？



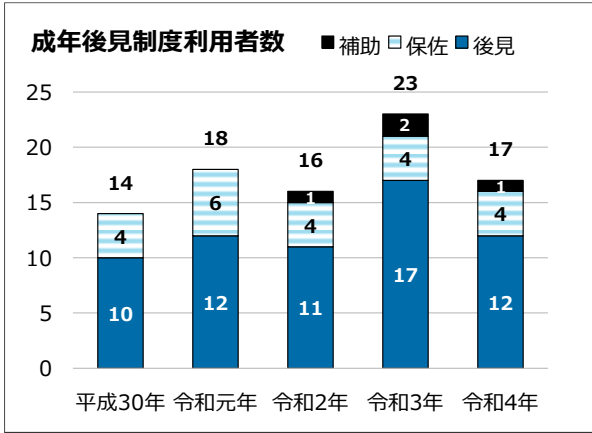
問 阿賀町の成年後見センターが、地域包括支援センター内にあることを知っていますか？



出典：阿賀町 第 9 期 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書 ・ 阿賀町 障がいニーズ調査

◇ 数値から見る成年後見制度を取り巻く状況

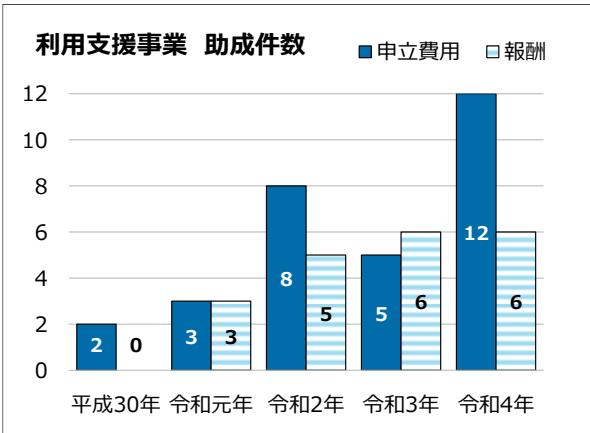
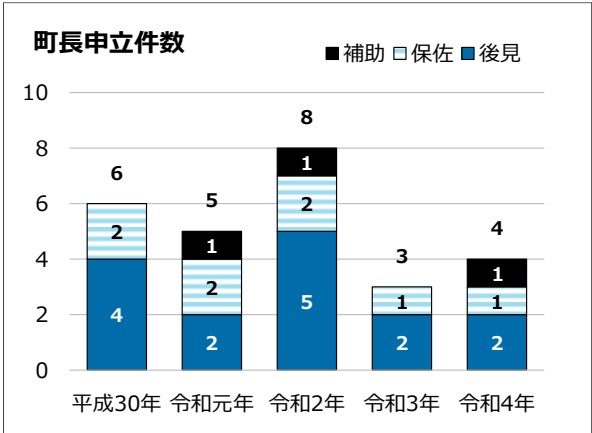
ア. 阿賀町の成年後見制度 類型別利用者数



出典：新潟家庭裁判所提供資料

令和 4 年の制度利用者数は、第 1 次成年後見制度利用促進計画策定初年度の平成 30 年と比べ、21.4%増加しています。類型別では、後見類型が半数以上を占める状況が続いています。また、首長が申立人となり制度利用開始に至る割合が非常に高くなっています。

イ. 町長申立件数、成年後見制度利用支援事業利用者数



出典：成年後見センター集計

町長申立は平均して年 5 件程度となっています。診断書作成料や後見人等への報酬に対する助成件数は増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想されます。

◇ 課題

ア. 成年後見制度の理解度と成年後見センターの認知度の低さ

制度について正しい理解が進んでいないこと、成年後見センターが制度の相談窓口であることが認知されていない実態が見えてきました。また、本人または親族による申立から制度利用を開始している件数が非常に少ないことから、手続きに関する不安や手間、費用負担などが理由で制度に結びついていないと考えられます。

誰もが安心して制度を利用できるようなくみづくりに取り組む必要があります。

イ. 地域と連携した権利擁護支援

高齢化の進行、単身高齢者の増加、地域関係の希薄化等により成年後見制度の利用者増大が見込まれます。自ら声をあげられず社会的に孤立し、複雑な課題を抱えている場合も多くなっています。社会とのつながりを広げながら、必要な方に適切なタイミングで制度へとつながることができるよう、地域で見守る・支えるしくみづくりが必要と考えます。

2 計画の基本理念及び基本目標

◇ 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域包括ケア社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進します。

◇ 基本目標

- 1 制度の理解促進と適正な運用促進
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 3 意思決定の支援

3 実現に向けた取り組み

【基本目標1】 制度の理解促進と適正な運用促進

制度の意義や利用効果について正しく理解できるように、あわせて相談窓口である成年後見センターについて広報・啓発活動を積極的に行い制度の普及促進に努めます。

また、経済的な理由で制度利用をためらうことがないよう、成年後見利用支援事業による支援を継続していきます。

① 啓発活動

広報あがへの掲載やパンフレットの作成配布、住民に向けたセミナーや関係者を対象とした研修会の開催を通じて、制度に関する正しい情報と成年後見センターの役割をわかりやすく周知し、制度の理解促進とセンターの認知度向上を図ります。

② 相談窓口機能

制度についてのガイド役として本人や親族からの相談に応じ、申立の方法や手続きに必要な書類・費用等に関する正しい情報を提供します。

③ 成年後見制度利用支援事業の周知

制度の申立費用の捻出や後見人等への報酬支払いが難しい方が適切に助成制度の利用につながるよう事業の普及を続けていきます。

【基本目標 2】 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

認知症や障がい等により意思表示や選択・判断が難しくなった場合でも、いつまでも住み慣れた地域の中で、その人らしい生き方ができるように本人を中心に、地域の保健・医療・福祉・司法関係者が一体となり、早期の課題発見から適切な支援につなげることを目指します。

地域のつながりから権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう地域連携ネットワークをより拡大・充実させ、安心して暮らすことができる環境を整備します。

① 地域連携ネットワーク

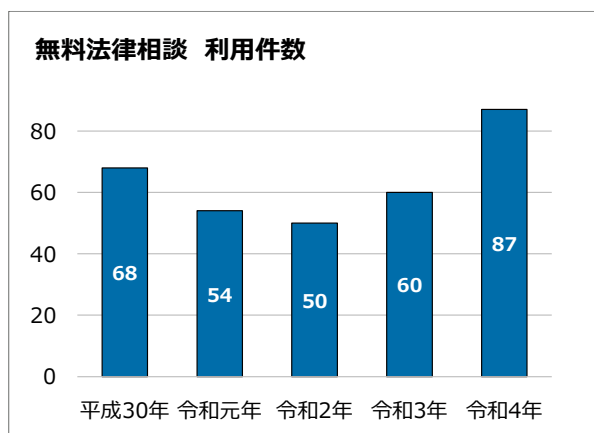
金銭の使用や書類の管理が適切にできなくなっている様子や消費者被害の疑いなど、異変に気づいた周囲の方から成年後見センターにつながるよう、介護支援専門員や民生委員等、日頃から本人に寄り添って支援を行う関係者との連携をより一層強化していきます。

権利侵害や様々な権利に関する困りごとを打ち明け解決へと結びつける場として無料法律相談所を引き続き開設します。司法過疎地であるために、不当性を感じていても声をあげられない、法律的な解決をあきらめるといことがないように、必要な時に必要な人と司法専門職をつなぐ橋渡しを町として行っています。

権利擁護の支援を必要としている人の中には、様々な課題が同時に生じていることもあります。このような場合にも、本人に関わりの深い支援者が協力し、色々な角度からの支援が可能となるよう多（他）職種でのチームの形成に努めます。

■無料法律相談

- ・相談日 毎週水曜日 午後
- ・会場 町役場 鹿瀬支所・三川支所
- ・相談料 町民は年度内、2回まで無料
- ・県弁護士会への委託事業



② 成年後見センターの運営

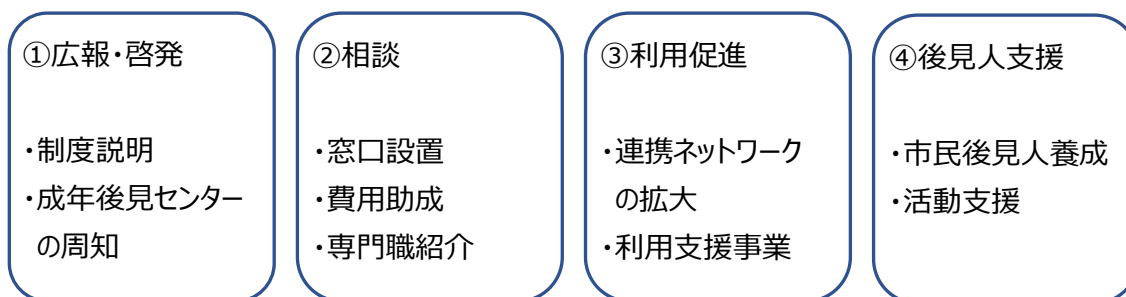
中核機関として成年後見センターが中心となり地域連携ネットワークの充実を図ります。成年後見センターの事業を円滑かつ効果的に発揮するため運営委員会において、課題の掘り起こしや体制整備に向けた協議を進めていきます。

制度利用が必要であるにもかかわらず、親族を頼れない場合や身寄りがいない場合は、老人福祉法等の規定に基づき町長申立を円滑に実施します。

③ 市民後見人の活動支援

地域の活力を活かした市民による権利擁護支援として市民後見人の養成と活動に対する支援を行っていきます。

■阿賀町成年後見センター 4つの機能



【基本目標3】 意思決定の支援

判断能力がより保たれている早期の段階から本人に寄り添い、意思を引き出しながら支援策を共に考えることで在宅や地域での生活を守り、より自分らしく暮らし続けられるような支援を目指します。日常生活自立支援事業等関連施策や任意後見制度や保佐・補助類型での申立など、幅広い支援策の提案・選択が可能となるよう、どんな状況でも「本人らしさ」を大切に関わっていきます。

また、将来に備え自身が希望する医療や介護について、家族や身近な人と話し合いながら自身の意思を確認するとともに、周囲も本人の意思決定を支援するACPの取り組みを希望ノートの活用を進めながら意識啓発していきます。

第8章 介護保険料の算定

介護保険サービスに係る費用の財源は、高齢者の介護を社会全体で支え合うという趣旨から、医療保険に加入している40歳から64歳までの方と、65歳以上の方が負担する介護保険料と、国・県・町の公費により賄われています。

1 介護保険サービス事業量等の見込み

(1) 標準給付費の見込み

必要サービス量に基づいて算出されたサービスごとの介護給付費・予防給付費等の総給付費は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,848,982	1,843,538	1,818,172	5,510,692
特定入所者介護 サービス費等給付額	72,408	71,573	70,513	214,494
高額介護サービス費等給付額	42,068	41,590	40,975	124,633
高額医療合算 介護サービス費等給付額	5,940	5,864	5,777	17,581
算定対象審査支払手数料	1,296	1,279	1,260	3,835
標準給付費見込額(A)	1,970,694	1,963,845	1,936,698	5,871,237

(2) 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業にかかる交付対象事業費を見込んでいます。

(単位：千円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
地域支援事業費(B)	131,672	132,910	132,680	397,262
介護予防・日常生活支援 総合事業費	82,257	81,773	80,590	244,620
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	37,630	39,439	40,257	117,326
包括的支援事業 （社会保障充実分）	11,785	11,698	11,833	35,316

(3) 介護保険事業費の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の交付対象事業費を見込んでいます。

(単位：千円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合計
標準給付費（A）	1,970,694	1,963,845	1,936,698	5,871,237
地域支援事業費（B）	131,672	132,910	132,680	397,262
介護保険事業費（A+B）	2,102,366	2,096,755	2,069,378	6,268,499

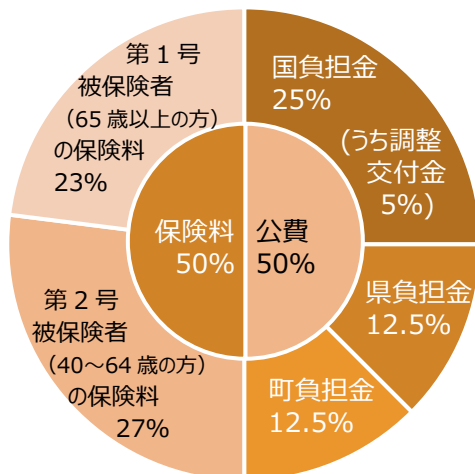
2 介護保険料の算定

(1) 介護保険制度と保険料のしくみ

保険者（市町村）は、介護サービス費用の 7～9 割を給付するとともに、第 1 号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。財源構成は、国・都道府県・市町村の公費が 5 割、保険料 5 割（地域支援事業の一部を除く）となっており、第 1 号被保険者は、介護保険事業費の 23%を保険料で負担します。

第 1 号被保険者の保険料は、市町村が設定することになっており、介護保険事業計画の 3 年を単位とした計画期間ごとに見直しを行います。また、第 2 号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険各法の規定により設定し、徴収するしくみとなっています。

【第 9 期 財源構成】



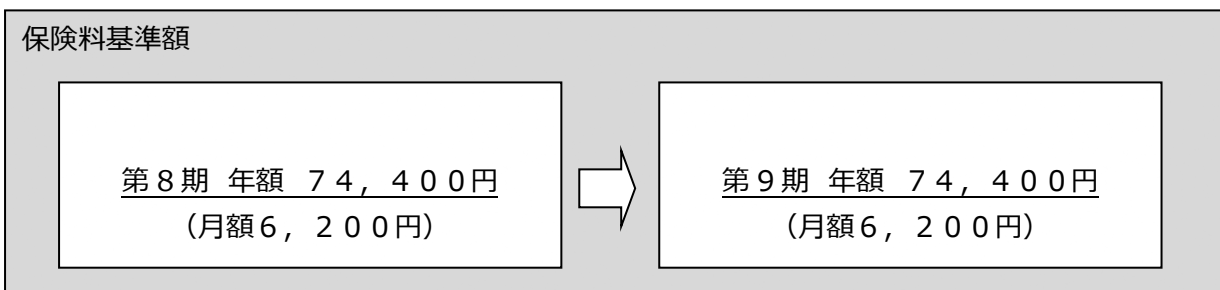
(2) 介護保険料（基準額）の算定

第 1 号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める基準額に所得段階別の割合を乗じて算定されます。基準額は、介護保険事業計画から算出した介護保険事業に要する費用から、収入額（国、都道府県、市町村の負担金、介護給付費交付金等）を差し引き、第 1 号被保険者の保険料として収納すべき総額（保険料収納必要額）を算出し、それを予定保険料収納率で除して得た額を補正第 1 号被保険者数（所得段階を加味した第 1 号被保険者数）で除したものをいいます。

第 8 章 介護保険料の算定

●介護保険料の基準額の推計

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	第 9 期合計
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	4,359 人	4,256 人	4,182 人	12,797 人①
標準給付費見込額	1,970,694,213 円	1,963,844,556 円	1,936,697,814 円	5,871,236,583 円②
地域支援事業費	131,672,000 円	132,910,000 円	132,680,000 円	397,262,000 円③
第 1 号被保険者 負担分相当額 =(②+③)×23%	483,544,229 円	482,253,548 円	475,956,897 円	1,441,754,674 円④
調整交付金相当額	102,647,561 円	102,280,878 円	100,864,391 円	305,792,829 円⑤
調整交付金見込交付 割合	11.36%	11.25%	11.03%	
調整交付金見込額	233,215,000 円	230,132,000 円	222,507,000 円	685,854,000 円⑥
準備基金の残高 (令和 5 年度末)				248,244,139 円
準備基金取崩額				114,291,543 円⑦
保険料収納必要額 =④+(⑤-⑥)-⑦				947,401,960 円⑧
予定保険料収納率	99.50% ⑨			
保険料基準月額 =⑧÷⑨÷①÷12	6,200 円			



※端数処理の関係で表の内訳と合計が合わない場合があります。

※調整交付金は、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上の高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のため交付されます

(3) 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料は、その所得分布状況等を踏まえて算定することになっており、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料を設定しています。

所得段階については、所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から国の標準段階が13段階に変更されたことに伴い、本計画から第13段階に設定しました。

●所得段階別の保険料（年額）

所得段階	対象者		料率	年額保険料 (円)
第1段階	世帯全員が 町民税非課税	・生活保護被保護者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の年金収入等が80万円以下	基準額× 0.455 (0.285)	33,852 (21,204)
第2段階		・本人の年金収入等が80万円超120万円以下	基準額× 0.685 (0.485)	50,964 (36,084)
第3段階		・本人の年金収入等が120万円超	基準額× 0.69 (0.685)	51,336 (50,964)
第4段階	本人が 町民税非課税 (世帯内に 課税者がいる)	・本人の年金収入等が80万円以下	基準額× 0.9	66,960
第5段階 (基準段階)		・本人の年金収入等が80万円超	基準額× 1.0	74,400
第6段階	本人が 町民税課税	・本人の合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	89,280
第7段階		・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額× 1.3	96,720
第8段階		・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額× 1.5	111,600
第9段階		・本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額× 1.7	126,480
第10段階		・本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額× 1.9	141,360
第11段階		・本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額× 2.1	156,240
第12段階		・本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額× 2.3	171,120
第13段階		・本人の合計所得金額が720万円以上	基準額× 2.4	178,560

※低所得者の保険料負担軽減については、国の方針に準ずる。

第9章 サービスの円滑な提供を図るための事業

1 介護サービスの円滑な提供

(1) 適正な介護サービスの充実

介護サービスについて、苦情への対応と評価のしくみを効果的に活用した事業者への支援・指導を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

介護保険サービスの適切な利用及び提供を促進するため、地域包括支援センターを中心に情報の提供、相談及び援助を適切に行えるよう体制の整備に努めます。また、介護保険サービス利用者や介護者等に対し適切な情報を積極的に提供します。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化

介護給付適正化事業については、国の指針を踏まえ県と連携を図りながら適正なサービスが提供されるよう取り組みを進めます。

① 要介護認定の適正化

すべての要介護認定審査に係る調査票について点検を実施します。また県主催の研修受講及び係内研修により統一を図り、適正な要介護認定を実施します。

② ケアプランの点検

居宅介護支援事業所にケアプランの提出を求め、点検を実施し効果的なケアプラン作成を支援します。(年間 30 件)

③ 住宅改修の点検

事前申請資料において適正であるか確認を行い、適切な住宅改修の給付を目指します。
(事前確認：全件、施工後 10 件)

④ 福祉用具購入・貸与調査

不要な福祉用具の貸与を抑制し、適正な利用を図ります。(年間 30 件)

⑤ 医療情報との突合・縦覧点検

新潟県国民健康保険団体連合会への委託により実施し、請求の誤りを発見したときは速やかに適切な処理を行います。

⑥ 介護給付適正システムにおける給付実績の活用

給付実績等を把握し、サービスの適正化を図ります。

2 サービスの質の確保・向上

(1) 事業者相互間の情報交換・連携

サービスの質の向上や供給量の確保を図るため、事業者への適切な支援を行うとともに、苦情に関する情報やサービスの需給情報などの提供、個人情報保護に向けた取り組みを支援し、サービスの円滑な提供に努めます。

事業者間の情報交換、事業者相互の連携を図るため、地域ケア会議等を活用して、サービス提供事業者情報の共有化を推進します。

また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的マネジメント事業を通じて、介護サービス事業者との連携を強化し、高齢者の安心した生活を支えるサービス提供ができるよう推進します。

(2) 介護サービス評価の構築

サービスの質の向上を図るため、介護サービス情報の公表と事業者自身による改善取り組みにより、サービス評価が行えるよう支援するとともに、第三者評価の普及・推進に努めます。

(3) 人材の育成・確保・定着

質の高い介護サービスを安定して提供するため、外国人を含めた介護人材の確保策や研修会などを実施するとともに、県との連携を強化し、人材の専門性向上の取り組みを高めていきます。また、認知症ケアの普及や家族を含めた適切なニーズ把握とサービス提供につながるように、ケアマネジャーや介護職員の対応力向上を図る研修等を積極的に推進します。

離職防止や定着促進の取り組みとして、介護事業所等の職員の悩み事などの相談に応じていきます。

(4) 介護現場の生産性向上

将来にわたり安定的な介護サービスの提供体制を確保するため、介護現場の文書負担軽減に向けた取り組みとしてオンライン申請システムの活用やICTの活用などを推進していきます。

3 利用者保護のしくみづくり

(1) 相談体制の充実

身近な相談窓口として設置されている地域包括支援センターや各地域支援センターを中心として、医療・介護・福祉の関係機関との連携を強化しながら相談体制の充実を図り、高齢者や介護者の様々な相談に対応していきます。

また、介護保険の趣旨やしくみ、サービス等について広く周知を図ります。

(2) 苦情処理システムの確立

サービスに関する苦情については、相談窓口の体制整備を図るとともに、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、介護保険担当課及び各支所と連携を強化し対応します。

4 地域ケア会議の体制確保

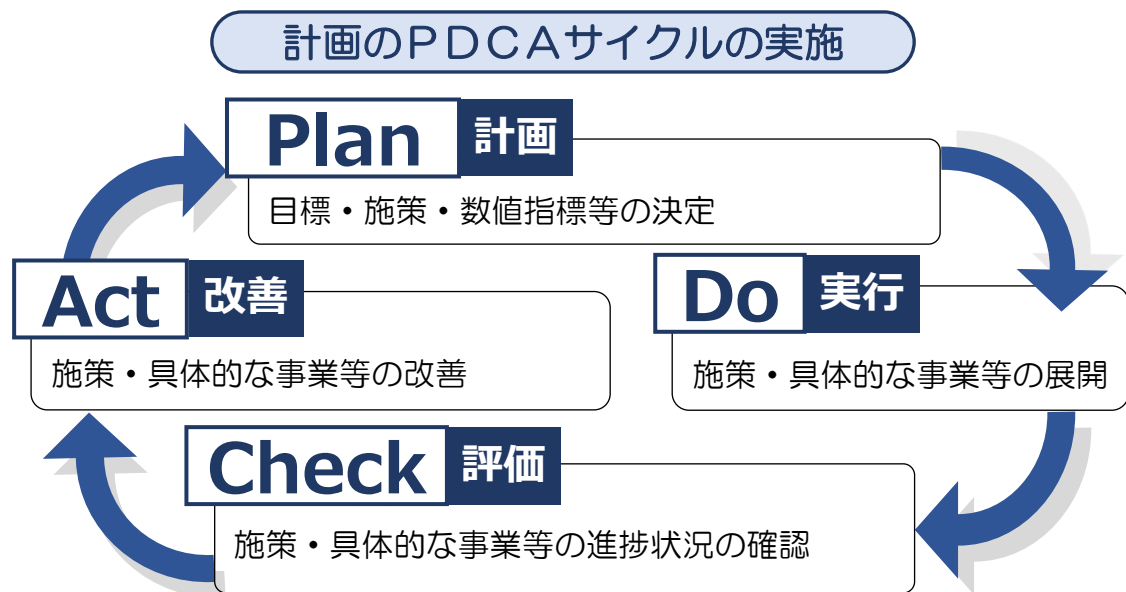
地域包括ケアシステムを推進していく中で、地域の高齢者の個別の課題を解決するためには、地域ケア会議を定期的を開催し、実務レベルでの事業の調整や情報交換を通して、施策につなげるなど、地域包括ケアシステムの推進に向けた地域ケア会議の体制を確保していきます。

5 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて報告・協議し事業が円滑に実施されるよう努めます。また、評価や課題については、適正な事業実施を図るため、今後の運営や計画の見直し時に反映していきます。

○介護保険事業については、その事業が円滑に運営され、良質なサービスが提供されているかを「阿賀町介護保険事業計画策定委員会」において事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

○介護予防については、効果的かつ効率的に実施する観点から、PDCAサイクルの考えに基づき、定期的に評価を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業実施課程に着目した評価を行います。



資料編

1 阿賀町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

NO	氏 名	代表種別	摘 要
1	杉 崎 藤 夫	被保険者代表 (第2条2項1号)	津川地域
2	猪 俣 紀 夫		鹿瀬地域
3	長谷川 三 種		上川地域
4	皆 川 文 子		三川地域
5	杉 崎 周 一	識見者代表 (第2条2項2号)	元介護認定審査会委員
6	玉 木 新 子		民生委員
7	石 川 ソノ子		元東蒲原福祉会 施設長・ 地域密着型サービス運営委員
8	佐 藤 修 司		地域密着型サービス運営委員
9	帆 苅 幸 弘 (R5.11.30 まで)	保健・医療・福祉 関係者 (第2条2項3号)	三川しんあい園 看護次長
	高 崎 譲 (R5.12.1 から)		三川しんあい園 看護部長
10	北 上 幸 子		東蒲原福祉会 総務課長
11	斎 藤 淳 也		阿賀町社会福祉協議会 地域福祉係長 (委員長)
12	長谷川 由 美		阿賀町地域包括支援センター副参事

2 阿賀町介護保険事業計画策定委員会の開催経過

年 月 日	内 容
第1回開催 令和5年7月18日	1 開会 2 町長あいさつ 3 委員長・副委員長選出 4 委員長あいさつ 5 議事 (1) 令和3年度～令和4年度事業計画値と実績値の比較 (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果概要について 6 質疑 7 その他 8 閉会
第2回開催 令和5年10月20日	1 開会 2 議事 (1) 第9期介護保険事業計画策定に向けて (2) 第9期介護保険事業計画における推計値等について 3 質疑 4 その他 5 閉会
第3回開催 令和5年12月20日	1 開会 2 副委員長選出 3 議事 (1) 阿賀町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について 4 質疑 5 その他 6 閉会
第4回開催 令和6年2月29日	1 開会 2 議事 (1) 阿賀町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（最終案）について 3 質疑 4 その他 5 閉会